

# 第2次熊本市人権教育・啓発基本計画 改訂版

令和2年（2020年）3月策定  
令和6年（2024年）3月改訂

熊 本 市



## 第2次熊本市人権教育・啓発基本計画の改訂にあたって

本市では、様々な人権問題の解決に向けた施策の方向性について、平成21年（2009年）3月に「第1次熊本市人権教育・啓発基本計画」を、さらに、令和2年（2020年）には「第2次熊本市人権教育・啓発基本計画（以下、第2次基本計画）」を策定し、人権教育・啓発に取り組んでまいりました。

第2次基本計画の策定から4年が経過しましたが、この間、世界的なパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症においては、人種差別や感染者、医療従事者等に対する偏見や差別が浮き彫りになるなど、新たな問題も発生しました。

また、インターネット等を介した誹謗中傷による人権侵害をはじめ、外国人や性的マイノリティへの理解不足から起こる誤解や不適切な対応、こどもへの虐待行為、様々な場面や関係性におけるハラスメントなど、人権を取り巻く状況は複雑で多様なものとなっています。

そこで、このような人権問題の解決に向け、人権教育・啓発の取組をより一層推進するため、中間年にあたる令和6年3月に第2次基本計画を改訂いたしました。

今後は、熊本市第8次総合計画のめざすまちの姿として掲げる「上質な生活都市」の実現のため、だれもが自分らしく生きることができるよう、ダイバーシティ（多様性）を推進し、人権尊重が当たり前の地域社会となるよう、「人権尊重意識の高揚」及び「人権擁護の推進」に取り組んでまいります。

最後に、改訂にあたりご尽力いただきました全ての皆さまに心より感謝申し上げます。

令和6年（2024年）3月

熊本市長 大西一史





# 目 次

|     |                                       |    |
|-----|---------------------------------------|----|
| 第1章 | 基本計画の策定にあたって .....                    | 1  |
| 1   | 基本計画策定の目的 .....                       | 1  |
| 2   | 基本計画策定の経緯 .....                       | 2  |
| 3   | 人権教育・啓発の重要性 .....                     | 3  |
| 4   | 基本計画の位置づけ .....                       | 4  |
| 5   | 基本計画の期間 .....                         | 4  |
| 6   | 人権教育・人権啓発の定義 .....                    | 5  |
| 第2章 | 計画の検証と人権を取り巻く状況 .....                 | 6  |
| 1   | 総合計画に係る市民アンケート調査の結果 .....             | 7  |
| 2   | 基本計画策定等に係る市民意識調査の結果（令和5年度実施） .....    | 8  |
| 3   | 人権侵犯事件の受理・処理件数 .....                  | 11 |
| 4   | 近年の動向 .....                           | 11 |
| 第3章 | 計画の基本的考え方 .....                       | 12 |
| 1   | 基本理念 .....                            | 12 |
| 2   | 基本方針 .....                            | 12 |
| 3   | 基本計画の検証指標 .....                       | 14 |
| 4   | 人権教育・啓発に係る取組 .....                    | 14 |
|     | （1）人権教育 .....                         | 14 |
|     | （2）人権啓発 .....                         | 15 |
| 第4章 | 分野別人権問題への取組 .....                     | 17 |
| 1   | 女性（又は男性）に関する人権問題 .....                | 18 |
| 2   | こどもに関する人権問題 .....                     | 20 |
| 3   | 高齢者に関する人権問題 .....                     | 22 |
| 4   | 障がいのある人に関する人権問題 .....                 | 24 |
| 5   | 部落差別（同和問題） .....                      | 26 |
| 6   | 外国人に関する人権問題 .....                     | 28 |
| 7   | 性的マイノリティに関する人権問題 .....                | 30 |
| 8   | 水俣病に関する人権問題 .....                     | 32 |
| 9   | ハンセン病回復者とその家族に関する人権問題 .....           | 34 |
| 10  | エイズ患者やH I V（エイズウイルス）感染者に関する人権問題 ..... | 36 |

|      |                                 |    |
|------|---------------------------------|----|
| 11   | 刑を終えた出所者等に関する人権問題 .....         | 38 |
| 12   | 犯罪被害者等に関する人権問題 .....            | 40 |
| 13   | インターネットに関する人権問題 .....           | 42 |
| 14   | 災害に関する人権問題 .....                | 44 |
| 15   | アイヌの人々に関する人権問題 .....            | 46 |
| 16   | 難病患者に関する人権問題 .....              | 47 |
| 17   | 北朝鮮当局による拉致被害者等に関する人権問題 .....    | 48 |
| 18   | ホームレスの人々に関する人権問題 .....          | 49 |
| 19   | 自死遺族に関する人権問題 .....              | 50 |
| 20   | 様々な人権問題 .....                   | 51 |
| 第5章  | 基本計画の推進 .....                   | 52 |
| 1    | 様々な主体による推進体制 .....              | 52 |
| (1)  | 市役所（行政）が取り組むべきこと .....          | 52 |
| (2)  | 家庭（家庭教育）での取組 .....              | 53 |
| (3)  | 地域（社会教育）での取組 .....              | 53 |
| (4)  | 保育所等・幼稚園での取組 .....              | 54 |
| (5)  | 学校（小・中・高校等）での取組 .....           | 55 |
| (6)  | 事業所・職場等での取組 .....               | 56 |
| (7)  | 福祉施設や保健・医療施設での取組 .....          | 56 |
| (8)  | マスメディアでの取組 .....                | 57 |
| (9)  | 熊本市人権啓発市民協議会との協働による推進 .....     | 57 |
| (10) | 熊本県人権啓発活動ネットワークとの連携 .....       | 58 |
| (11) | 熊本人権擁護委員協議会との連携 .....           | 58 |
| (12) | その他の団体との連携 .....                | 59 |
| 2    | 実施状況の把握と結果の公表等 .....            | 59 |
| 資料   | .....                           | 61 |
|      | 世界人権宣言 .....                    | 61 |
|      | 日本国憲法（抜粋） .....                 | 66 |
|      | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 .....       | 70 |
|      | 人権に関わる国連、国、熊本市におけるこれまでの取組 ..... | 72 |
|      | 基本計画改訂の検討経緯 .....               | 75 |

# 第1章 基本計画の策定にあたって

## 1 基本計画策定の目的

### (1) 「熊本市人権教育・啓発基本計画」(平成21年(2009年)3月策定)

国は、平成12年(2000年)、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(以下「人権教育・啓発推進法」※1)」という。)を制定し、第5条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定し、地方公共団体に対して、人権教育・啓発施策に関する計画の策定と実施を求めました。

また、平成21年(2009年)3月、市は新しい熊本づくりに向けた市民と行政に共通・共有するまちづくりの指針となる「熊本市第6次総合計画」を策定し、その基本構想の中で「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現」を掲げました。

このような中、平成21年(2009年)3月、上記総合計画の趣旨を踏まえ、市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、人権教育・啓発の取組を総合的かつ計画的に進めるために、計画期間を平成30年度(2018年度)までとする「熊本市人権教育・啓発基本計画」(以下「第1次基本計画」という。)を策定しました。

### (2) 「第2次熊本市人権教育・啓発基本計画」(令和2年(2020年)3月策定)

平成21年度(2009年度)より「第1次基本計画」に基づき、様々な取組を実施してきましたが、国籍、性別、年齢、障がいの有無、出身地などによる不当な差別・偏見等の人権問題が存在していること、また、「熊本市第7次総合計画」※2(以下「総合計画」という。))の分野別施策の第1章で、「互いに認め合い、だれもが平等に参画できる社会の実現」を掲げ、人権尊重の共生社会の実現を推進することとしていることから、より効果的な人権教育・啓発を行い、人権に対する理解と取組を社会全体で深めていくため、令和2年(2020年)3月、「第2次熊本市人権教育・啓発基本計画」(以下「第2次基本計画」という。)を策定しました。

#### 【用語解説】

##### ※1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

この法律は、人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に平成12年(2000年)12月6日に施行されました。

##### ※2) 熊本市第7次総合計画(令和元年度～令和5年度)

この計画は、本市が将来に向け、さらに大きく飛躍していくため、市民と行政がそれぞれの役割と責任を担い、地域に根ざした課題を解決しながら、新しい魅力と活力に満ちた熊本づくりに取り組むための基本方針として策定したものです。

### (3) 「第2次熊本市人権教育・啓発基本計画」(令和6年(2024年)3月中間見直しによる改訂)

第2次基本計画は、人権教育・啓発に関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議をはじめ市民意識調査やパブリックコメント等の市民の意見を反映させ、令和2年度(2020年度)から令和9年度(2027年度)までの8年間を計画の期間として策定しました。

そのため、継続性・一貫性の観点から方向性を大きく変更するものではありませんが、時間の経過や社会情勢の変化、人権問題に関する国等の動向や人権に関する市民意識調査結果の反映、令和6年(2024年)に新たに策定された「熊本市第8次総合計画〈※3〉」との整合性を図り、多様化する人権問題に対応するため、一部見直しを行いました。

## 2 基本計画策定の経緯

第1次基本計画及び第2次基本計画の策定までの経緯は次のとおりです。

| 年                           | 内容                                                                                                     |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成19年<br>(2007年)            | ・市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、人権教育・啓発の取組を総合的かつ計画的に進めるための第1次基本計画を策定するために、外部委員で構成する策定委員会を設置                  |
| 平成21年<br>(2009年)            | ・3月、新しい熊本づくりに向けた市民と行政に共通・共有するまちづくりの指針となる「熊本市第6次総合計画」を策定<br>・3月、第1次基本計画を策定                              |
| 平成25年<br>(2013年)            | ・第1次基本計画の中間見直しを行うため、市民意識調査を実施するとともに、外部委員で構成する委員会等を設置                                                   |
| 平成26年<br>(2014年)            | ・7月、第1次基本計画の改訂版を作成                                                                                     |
| 平成28年<br>(2016年)            | ・3月、政令指定都市として5年目を迎える本市が将来に向け、更に大きく飛躍していくため「熊本市第7次総合計画」を策定<br>・分野別施策に「互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現」を掲げる。 |
| 平成30年<br>(2018年)            | ・第2次基本計画を策定するために市民意識調査を実施するとともに、外部委員で構成する策定委員会を設置                                                      |
| 令和2年<br>(2020年)             | ・3月、第2次基本計画を策定                                                                                         |
| 令和5～6年<br>(2023年<br>～2024年) | ・第2次基本計画の中間見直しを行うため、市民意識調査を実施するとともに、外部委員で構成する委員会での意見聴取を実施<br>・3月、第2次基本計画の改訂(中間見直し)                     |

〈※3〉熊本市第8次総合計画(令和6年度～令和13年度)

この計画は、今後、人口減少及び人口構造の変化や急速に進展するデジタル社会への対応など様々な課題が顕在化することが想定されるなか、誰もが明るい未来を展望し、希望を抱くことができるまちづくりを目指し策定したものです。



### 3 人権教育・啓発の重要性

国連において「世界人権宣言」が採択されてから 70 年を迎えた平成 30 年(2018 年)には、世界各国で人権に対する様々な取組と、人権の尊さを訴える多くのキャンペーン活動が展開されました。しかしながら、今なお、文化・宗教の違いや政治・経済問題等による紛争や世界各地で起きる人道危機、差別による人命軽視的な政策等、解決すべき諸問題が山積しています。

国内でも、社会的弱者といわれることもや高齢者等への差別や虐待等をはじめ、家庭内での悲惨な事件、尊い命を奪う殺人事件が連日のように報道され、最近では、インターネットや携帯電話等による誹謗中傷、人権侵害、個人情報流出等、新たな人権に関わる問題が発生しています。

本市においても、関係法令や国・県の施策に基づきながら人権教育・啓発活動を推進していますが、人権問題に関する多くの課題がいまだに存在しています。差別や人権侵害等がなくなる背景には、「人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在」、「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化」、「障がいのある人に対する障がいの発生原因や症状についての理解不足」、「感染症患者等に対する医学的に見て不正確な知識や思い込み」等、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が人々の中に十分に定着していないことなどがあると言われています。

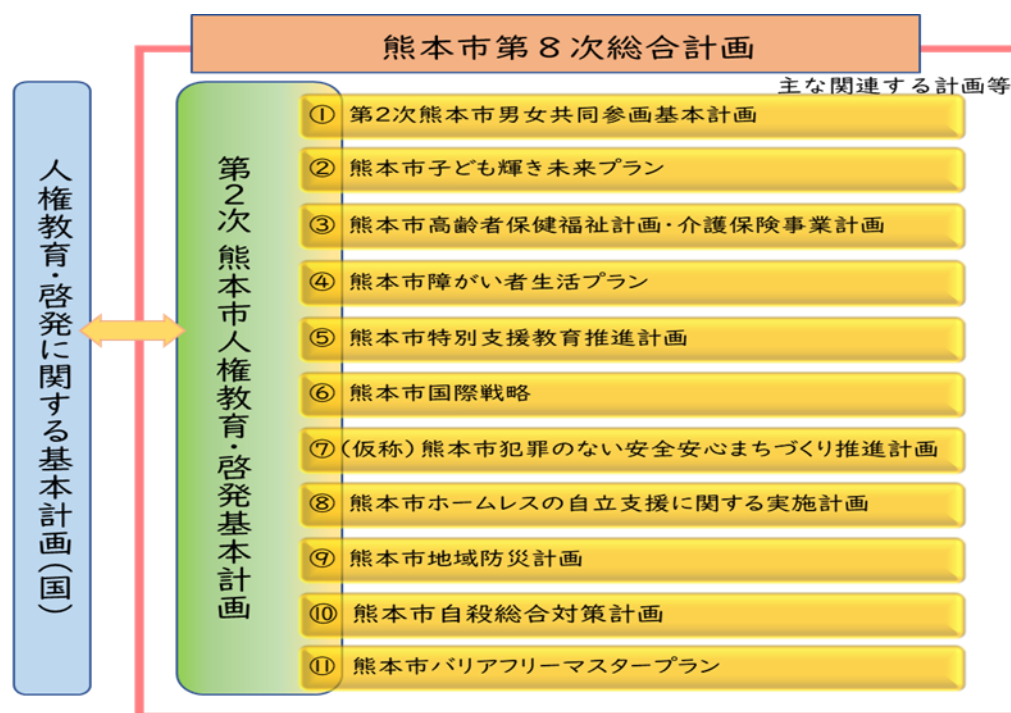
また、これまで「人権を侵害された人(被害者)に対する救済や支援」、「被害者にならないための自衛教育」、「人権を侵害した人(加害者)に対する規制や制裁」といった取組が中心で、身近に人権侵害が起きた場合に「自分には関係ないと見て見ぬ振りをする人(傍観者)が少なくないこと」が問題の解決を遅らせているといった指摘もあります。

このようなことから、人権に関わる問題を市民一人ひとりの身近な場所や日常生活の中に存在する問題ととらえ、人権教育・啓発を推進していくことが重要です。

国の人権教育・啓発に関する基本計画は、「すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない」と述べています。ここに、人権教育・啓発の取組を総合的かつ計画的に粘り強く継続していかなければならない理由があります。

#### 4 基本計画の位置づけ

- (1) 第2次基本計画は、総合計画と整合性を持つものであり、市の人権教育・啓発に関する基本的な考え方を明らかにして、行政と市民等（家庭、地域、保育所等・幼稚園、学校、職場事業所、福祉施設、保健・医療施設、マスメディア等の団体、関係機関等を含む）が取り組むべき方向性を示すものです。
- (2) 第2次基本計画は、「人権教育・啓発推進法」第5条の趣旨に基づき、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日策定・平成23年4月1日変更）を踏まえ、地域の実情を反映させたものです。
- (3) 第2次基本計画は、市が実施するあらゆる施策や事業に反映させるとともに、市民等と行政が協働して推進することとします。



#### 5 基本計画の期間

第1次基本計画の計画期間は、平成21年度(2009年度)から平成30年度(2018年度)までの10年間としましたが、第2次基本計画の計画期間は、人権問題を取り巻く環境が地方分権や少子高齢化、情報化、国際化の進展等により著しく変化していること、また、総合計画との整合性を図るため、令和2年度(2020年度)から令和9年度(2027年度)までの8年間とし、中間年にあたる令和5年度(2023年度)に見直しを行いました。

なお、社会情勢の急激な変化等により特に必要と認めた場合は、その都度見直しを行います。

## 6 人権教育・人権啓発の定義

人権教育・啓発推進法に規定された「人権教育の定義」（第2条）及び「人権啓発の定義」（第3条）に基づき、この基本計画における人権教育及び人権啓発の定義を次のとおりとします。

### ア 人権教育

市民一人ひとりが、その発達段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得することができるよう、家庭、地域、学校、職場、その他の様々な場所や多様な機会をとおして行われる家庭教育、社会教育、学校教育、企業教育などの教育や学習活動をいいます。

### イ 人権啓発

市民一人ひとりが、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権問題について正しい理解・認識を持ち、自らの態度・行動に現れるよう、家庭、地域、学校、職場、その他の様々な場所や多様な機会をとおして行われる広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいいます。

## 第2章 基本計画の検証と人権を取り巻く状況

平成21年(2009年)3月策定の「第1次基本計画」に基づき、平成21年度(2009年度)から平成30年度(2018年度)までの10年間に女性や高齢者、部落差別(同和問題)や水俣病等の人権問題について、様々な手法により教育・啓発を実施しました。

さらに、令和2年(2020年)3月に策定した「第2次基本計画」では、分野別人権問題に、ハラスメント問題のように新たに人権問題として認識されるようになったものを「様々な人権問題」として位置付けるとともに、「災害に関する人権問題」に、熊本地震の経験から得た被災者や要配慮者への配慮等について追記するなどの変更を行い、これらの人権問題の解決のため、市民や企業等(事業者)と行政が一体となって、人権教育・啓発の取組を進めてきました。

その取組においては、より効果的な人権教育・啓発が図られるよう、毎年度、人権関係の施策の実施状況について関係する課と外部委員による「熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議」で意見をいただき、それを踏まえながら進めているところです。

しかしながら、毎年度実施している総合計画の市民アンケートの結果では、「自分自身への人権侵害の発生状況」及び「一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合」は十分な成果が表れているとは言えない状況です。

今後も、子どもや高齢者、障がいのある人への虐待、SNS等の普及に伴う誹謗・中傷、性的マイノリティ(※4)への差別・偏見、さらには感染症等の発生に関連した根拠のない情報や噂の流布による風評被害、ヘイトスピーチ(※5)を含む外国人への差別的言動などが社会問題になっており、継続して啓発への取組が必要となっています。

### 【用語解説】

#### 〈※4〉 性的マイノリティ

性的指向や性自認などの様々な性のあり方の中で、少数の立場にある人のことをいいます。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいいます。

#### 〈※5〉 ヘイトスピーチ

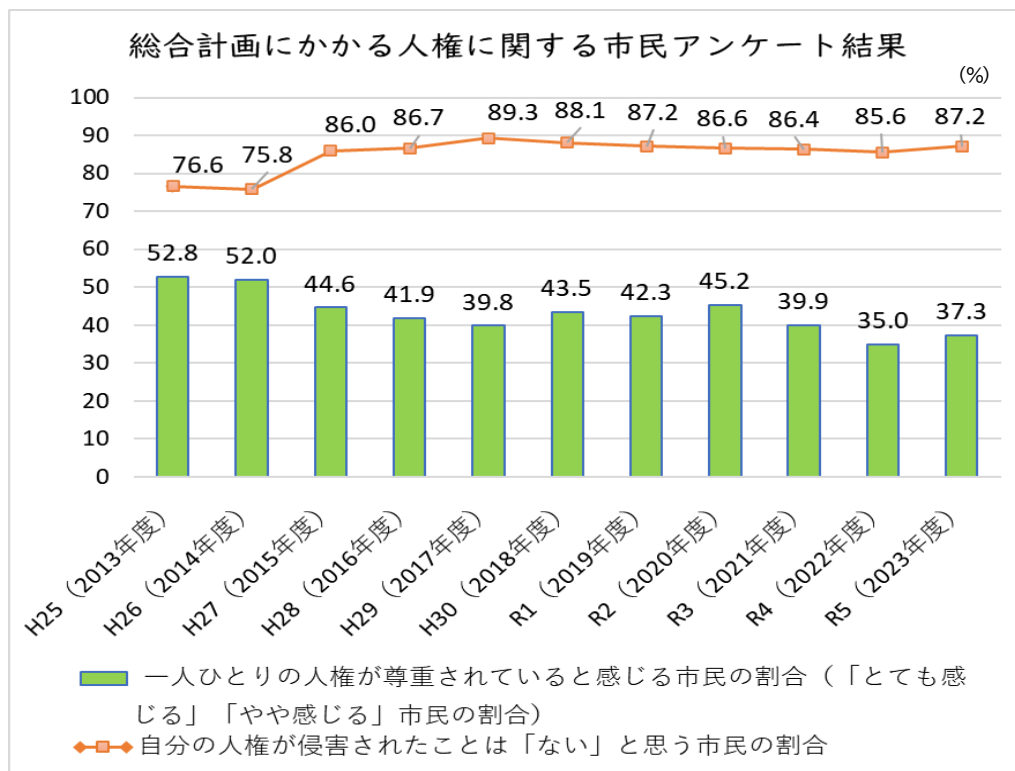
人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、健康・障がいなど自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて属する個人または集団に対して攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のことです。

## 1 総合計画に係る市民アンケート調査の結果

第2次基本計画では、総合計画に係る市民アンケートにより、目標の達成度を測っています。アンケートの結果では、「一人ひとりの人権が尊重されていると感じる（とても感じるやや感じるの合計）」、「自分の人権が侵害されたことはないと思う」と回答した割合は、アンケート開始以降、横ばい又は緩やかな減少傾向にありましたが、ここ数年は明らかな減少に転じました。

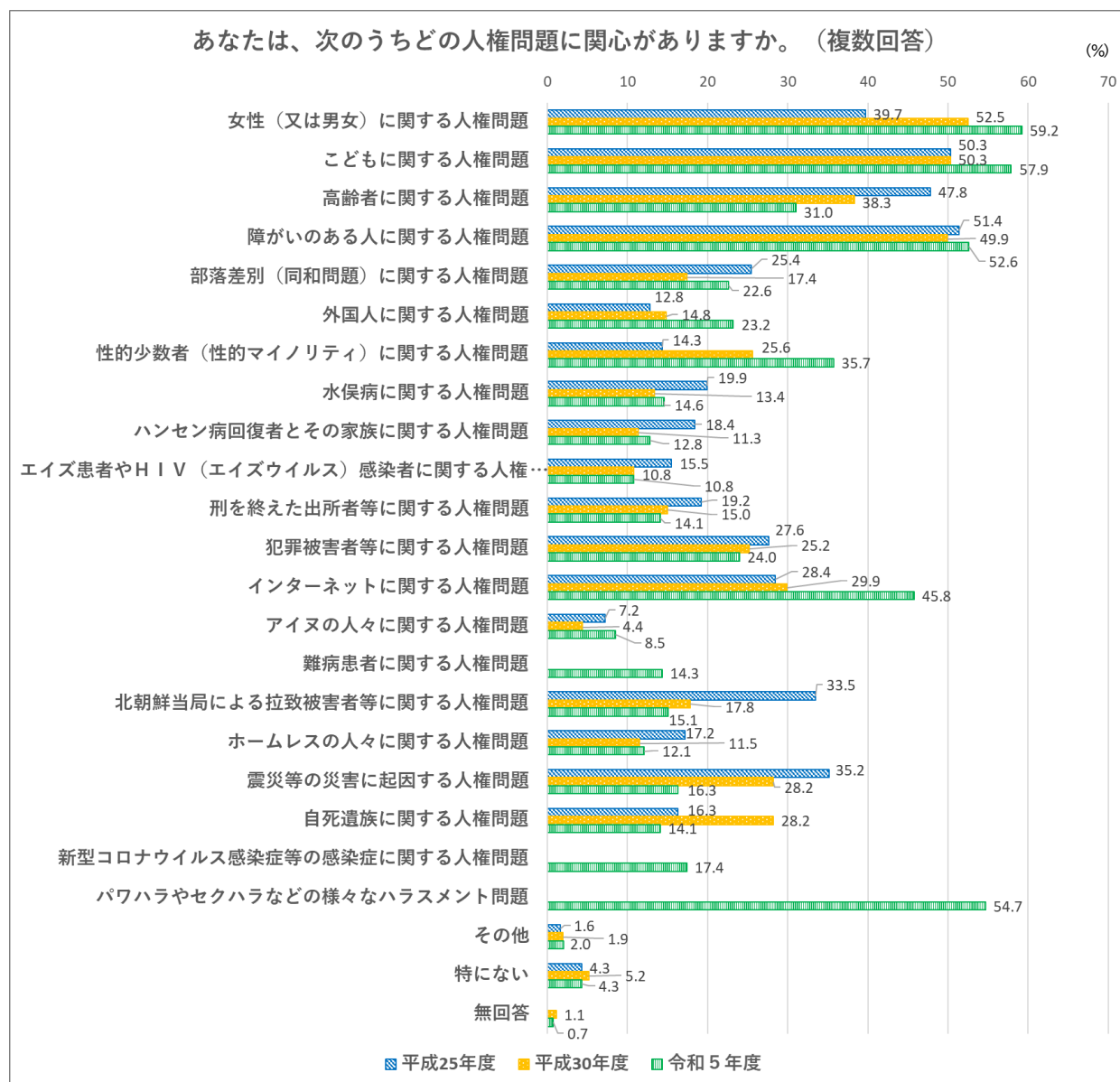
これまでの人権問題に加え、新型コロナウイルス感染症に関連した差別的言動の発生、インターネットによる誹謗中傷の深刻化等、人権を取り巻く環境の変化が市民の意識にも影響を与え数値が下がったと推測されます。

また、マイノリティ等の人権問題に対する理解の深まりや様々なハラスメント行為が新たにカテゴライズされるなど、社会の成熟化に伴い、これまで人権問題として捉えられてこなかったことが捉えられるようになったことも要因と考えられます。



## 2 基本計画策定等に係る市民意識調査の結果（平成25年度から5年毎に実施）

- ◎ どの人権問題に関心があるかでは、「女性（又は男女）に関すること」が59.2%で最も高く、これに「こどもに関すること」が続いています。また、令和5年度の市民意識調査で新たに項目を設けた「パワハラ※6）やセクハラ※7）などの様々なハラスメント問題」への関心も高くなっています。



（熊本市人権に関する市民意識調査）

### 【用語解説】

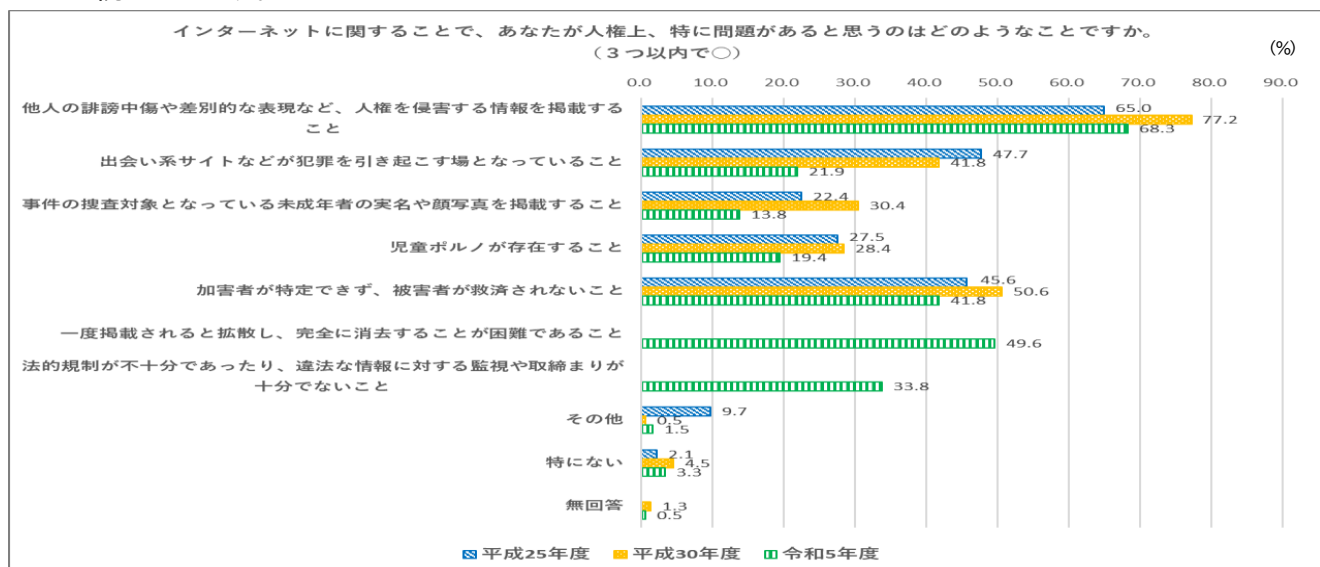
※6）パワハラ（＝パワー・ハラスメント）

職場のパワー・ハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為を言います。

※7）セクハラ（＝セクシュアル・ハラスメント）

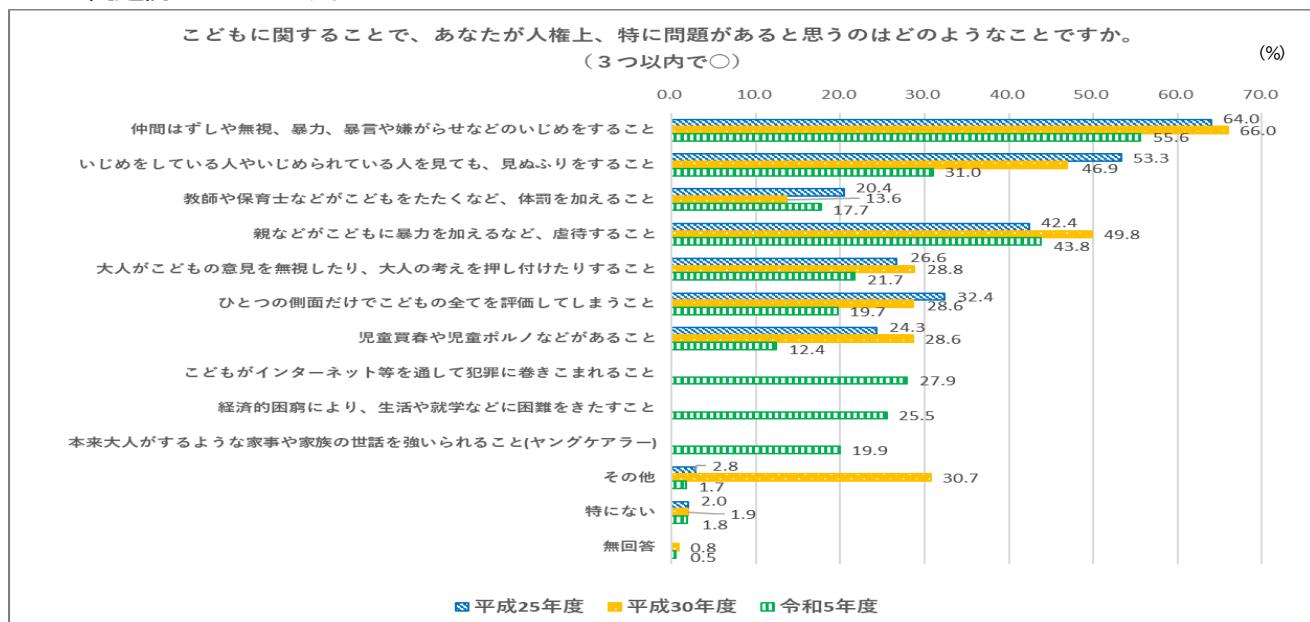
相手を不快にさせる性的な言動のことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示等が含まれます。

- ◎ インターネット上の人権について、特に問題があると思うこととして、「他人の誹謗中傷や差別的な表現など、人権を侵害する情報を掲載すること」の割合が最も高く、これに「一度掲載されると拡散し、完全に消去することが困難であること」「加害者が特定できず、被害者が救済されないこと」が続いています。



- ◎ こどもに関することで、人権上、特に問題があることとして、「仲間はずしや無視、暴力、暴言や嫌がらせなどのいじめをすること」の割合が最も高く、ついで「親などがこどもに暴力を加えるなど、虐待すること」となっています。

また、令和5年度の市民意識調査で新たに設けた選択肢の「インターネット等を通した犯罪に巻き込まれること」「経済的困窮により、生活や就学に困難をきたすこと」「ヤングケアラー ※8」といったことも問題視されています。



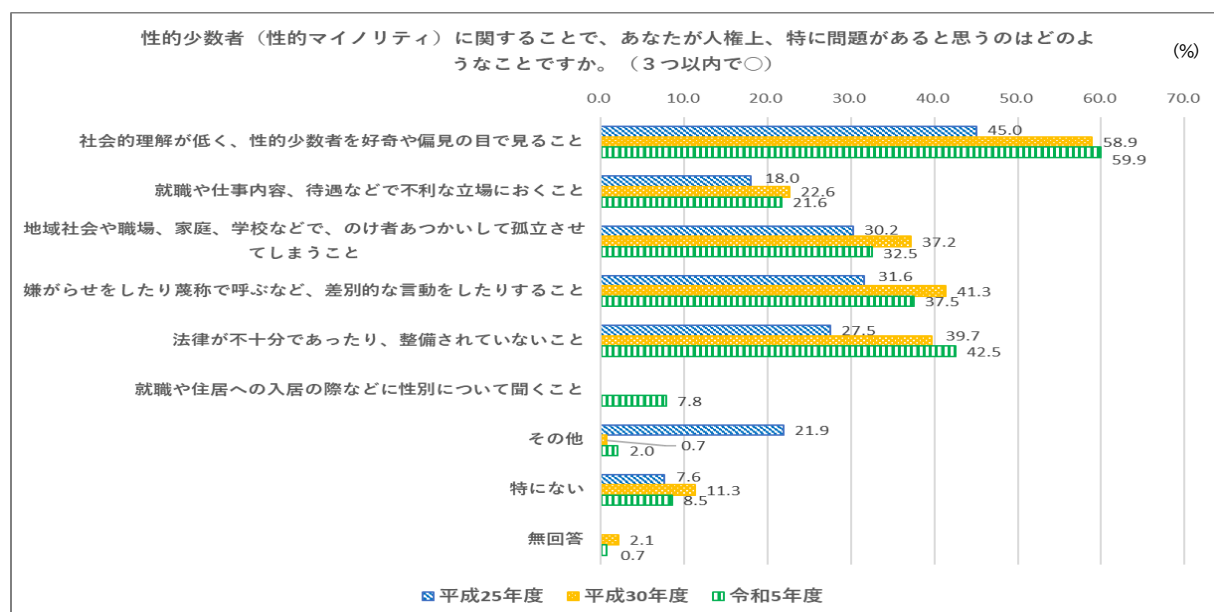
#### 【用語解説】

##### ※8) ヤングケアラー

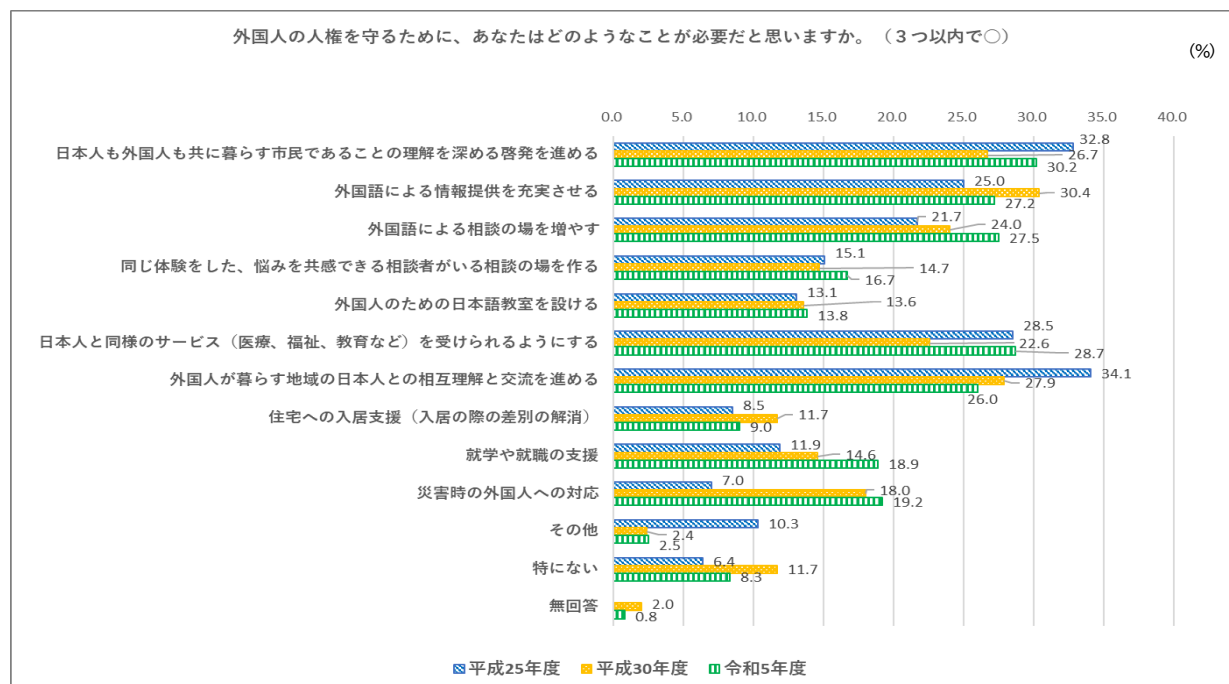
本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこどものこと。年齢に見合わない責任や負担を負うことで、宿題などの勉強に割く時間が十分つくなかったり、友だちと遊ぶ時間がとれなかったり、ケアについて話せる人がいなくて孤独を感じる、ストレスを感じる、寝不足で学校に遅刻してしまうなどこどもの心身や将来になど様々な影響をおよぼすとされています。



◎ 性的マイノリティの人権について特に問題があることとして、「社会的理解が低く、性的マイノリティを好奇や偏見の目で見ること」が最も高く、これに「法律が不十分であったり、整備がなされていないこと」が続いています。

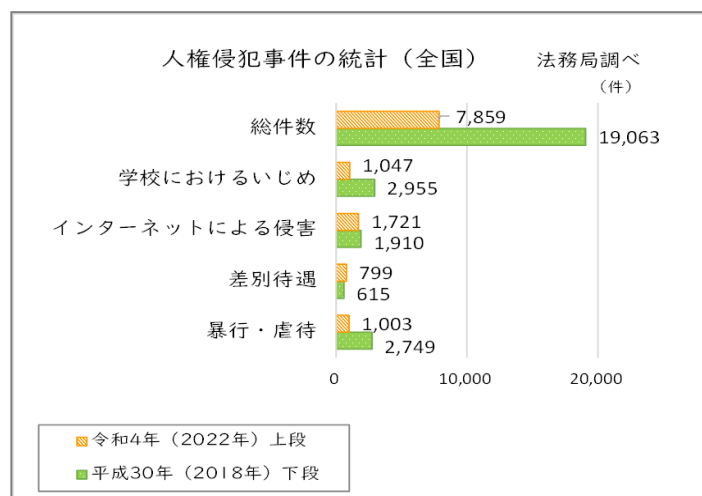


◎ 外国人の人権を守るために必要だと思うこととして、「日本人も外国人も共に暮らす市民であることの理解を深める啓発を進める」の割合が最も高く、ついで「日本人と同様のサービス（医療、福祉、教育など）を受けられるようにする」となっています。





### 3 人権侵犯事件の受理・処理件数（全国） ※新規救済手続開始件数



### 4 近年の動向

人権を取り巻く環境は、めまぐるしく変化しています。様々な人権問題が発生するなか、その問題がインターネットを介して拡散されることで更なる問題が生じるなど、これまでの枠組みで類型化できない多様で複雑なものとなってきています。

特に、近年では、保護者による子どもへの虐待や保育士等による不適切な保育に加え、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うヤングケアラーの問題、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」をめぐる議論の活発化や世間の関心の高まり、新型コロナウイルス感染症に端を発した未知の病などへの恐怖から起こる他者への誹謗・中傷や風評被害など、これまで潜在的に存在していた問題が表面化したり、新たな問題として認識されるようになりました。

さらには、本市の在住外国人の数が過去最高となる中、国籍や在留資格なども多様化しており、在住外国人が地域で安心して生活することができるよう、お互いの文化や価値観の理解と交流を促進する多文化共生社会の推進が重要となってきています。

また、本市は、令和元年度に「SDGs未来都市」に選定されました。このSDGs（※9）の前文にある「誰一人取り残さないことを誓う」という言葉の根底にあるものは、「人権の尊重」の理念です。本市においてもこのSDGsに沿った取組を進めていく必要があります。

#### 【用語解説】

（※9）SDGs（エス ディー ジーズ）

“持続可能な開発目標”という英語の略称です。人間、地球および繁栄のための行動計画として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択されました。17の目標、169のターゲットが含まれており、その達成に向けて国内的にも様々な取組が進められています。

## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

人権とは、すべての人々が持っている人間としての尊厳に基づく固有の権利であり、私たちが社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない大切な権利です。

国連の「世界人権宣言」は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」（第1条）と謳っています。

また、日本国憲法は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」（第11条）、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」（第14条）と謳っています。

そこで、本市の総合計画や人権を取り巻く状況も踏まえて、第2次基本計画の基本理念は、第1次基本計画と同じく「すべての人々が幸福な生活を営むために、人間としての尊厳に基づき、自分自身と、他人の人権をも大切にし、お互いを認め合い、尊重し合うこと」とします。

熊本市第8次総合計画のめざすまちの姿として掲げる「上質な生活都市」の実現に向けて、「だれもが自分らしくいきいきと生活できるまち」を創出し、人権尊重が当たり前の地域社会となるよう、「人権尊重意識の高揚」及び「人権擁護の推進」に取り組みます。

### 2 基本方針

一人ひとりの人権が尊重される豊かで暮らしやすい社会を実現するため、次の5つの方針を基に、人権教育・啓発を推進します。

#### （1）市民参画と協働による人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発推進法では、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」（第6条）と規定し、国民にもそのような努力をするよう促しています。

そこで、市民一人ひとりが人権意識の高揚に努めるとともに、特に市民生活と深い関わりを持つ家庭、地域、学校、職場等においても、市や行政機関等と連携しつつ、それぞれの役割等を明確にし、効果的な手法・情報を共有し、創意工夫して市民参画と協働による人権教育・啓発に取り組みます。

#### （2）人権尊重を基調とした施策の推進

市の施策や事業は、生活、福祉、教育、文化、経済等、広範多岐な分野にわたっており、いずれも人々の日常生活の中の「人権」と密接に関わっています。

そこで、人権尊重の理念が行政施策の基本であることを再認識するとともに、この理念を基調とした施策や事業を推進し、引き続き外部委員による人権教育・啓発への取組状況等の検証を実施してい

きます。

### (3) 人権感覚豊かな市職員の育成

多様化する市民ニーズを「人権」の視点で先取りして取り組むなど、人権尊重を基調とした施策を市役所全体で推進します。

また、市民の立場に立った市民サービスを提供していくためには、職員一人ひとりが人権尊重の理念を正しく理解し、「人権問題の解決に向け自分の担当職務をとおしてどのようなことができるか」という視点から、自ら考え、自ら見直し、自ら行動する力を育んでいく必要があります。

そこで、市は、すべての職員を対象として体系的な人権研修や日常の業務に即した各職場における人権研修を実施するとともに、日常の業務や生活の中で起きている人権問題に気づき、それを考えて話合うことなどをとおして、職員の人権感覚を磨き、育てることに努めます。

### (4) 関係機関等との連携強化

基本計画は、国・県の基本計画を踏まえたものであり、特に、人権擁護活動については、国、県との連携は不可欠なものです。また、人権啓発活動を行っているNPO等の民間団体や自治会・地域公民館等の地域団体の果たすべき役割も重要となっています。

特に、現在、市と協働で人権啓発活動を行っている、熊本市人権啓発市民協議会〈※10〉（以下「人権協」という。）との連携・協力は、大変重要な役割を担っています。

そこで、今後は、研修会や講演会等の開催では近隣自治体への情報提供の実施等、関係行政機関や民間団体・地域団体等との連携をさらに強化し、情報の共有化、相談体制のネットワーク化、啓発事業の充実に努めます。

### (5) ヘイトスピーチへの迅速な対応と条例等の制定による差別の解消に向けた取組

人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、健康、障がいなど自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて、属する個人または集団に対して攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動等の、いわゆるヘイトスピーチには国や県等の関係機関と連携し、事象の確認、ホームページでの啓発、講師を派遣しての研修会の開催等の迅速な対応を実施します。

また、人権尊重が当たり前の地域社会の実現に向け、条例等の制定による差別の解消に取り組みます。

#### 【用語解説】

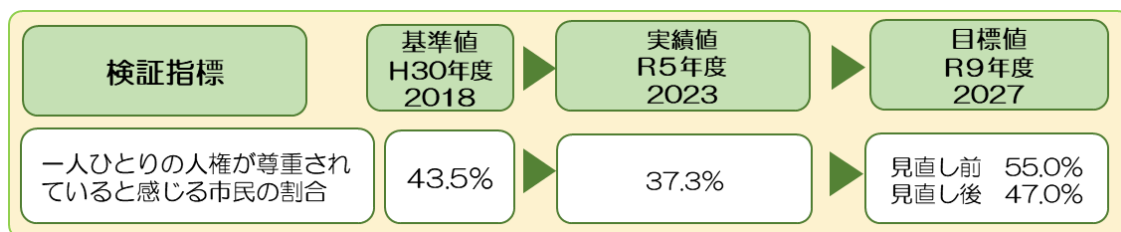
〈※10〉熊本市人権啓発市民協議会

昭和62年12月、熊本市における人権意識の高揚と社会における差別の解消を図ることを目的として設立されました。主な活動としては、人権啓発作品募集、ヒューマンライツシアター、講演会、研修会の開催等に取り組んでいます。

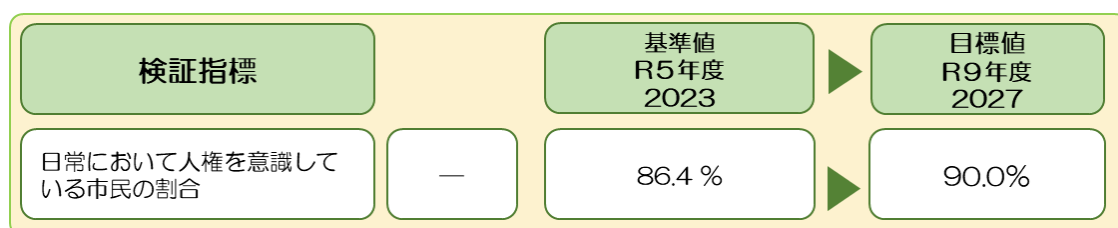
### 3 基本計画の検証指標

基本計画の達成度を測るために、アンケート調査の結果等を踏まえ、検証指標と目標値を定め、人権教育・啓発を実施してきました。

しかしながら、第2章で述べたように人権を取り巻く環境の変化が市民の意識にも影響を与えており、全体的な数値の上昇は困難な状況にあります。一方で個人の人権意識は高まっていると考えられることから、中間見直しにおいて、「個人の人権を尊重する意識（人権意識）」の高まりを追加し、検証していくこととします。



#### 【中間見直しにより新たに追加した検証指標】



### 4 人権教育・啓発に係る取組

#### (1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りながら取り組んでいく必要があります。

##### ア 学校教育

学校教育においては、幼児児童生徒の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にされた教育の充実を図る必要があります。教育内容の基準である幼稚園教育要領、小・中・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領に基づき、以下のような取組を推進していきます。

- ① 学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについての情報や調査研究の成果等を学校等に提供していきます。
- ② 社会教育との連携を図りながら、社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術・伝統文化体験活動、高齢者や障がいのある人等との交流などを積極的に推進していきます。
- ③ いじめをはじめとする人権侵害は決して許されないという指導を徹底するなどこどもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保していきます。
- ④ 高等教育においては、大学等の主体的判断によって様々な分野において人権教育について一層の配慮がなされるよう促していきます。
- ⑤ 人権尊重の理念についての十分な認識と人権感覚、こどもへの教育的愛情や教育への使命感、及び実践的指導力を持った人材の育成を目指し、研修等を通じた教職員の資質向上に努めます。また、こどもの人権が大切にされるような学校となるよう、教職員への人権教育の啓発を推進していきます。

## イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、生涯学習の振興のための様々な講演・講座等を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。また、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が図られるよう次のような取組を推進していきます。

- ① 幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たす家庭教育の充実のための啓発に取り組めます。特に、親が自らの姿をもってこどもに示していくことができるよう、親子ともに人権感覚が身に付くような学習機会の充実や情報の提供を図り、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図っていきます。
- ② 公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていきます。また、学校教育との連携を図りながら、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障がいのある人等との交流の機会を設けるよう取り組んでいきます。
- ③ 参加体験型の学習機会を設け、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で無意識のうちに人権に配慮した態度や行動をとれるような研修等の機会を提供できるよう情報収集等に努めます。

## (2) 人権啓発

人権啓発は、市民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、様々な啓発への取組において、常にその視点に立った検討が必要です。

### ア 人権啓発の内容

#### ① 人権に関する基本的な知識の習得

国民の人権に関する基本的な知識の習得を目指すため、憲法を始めとした人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進していきます。

## ② 生命尊厳の考え方

いじめや虐待をはじめ、ストーカーなど、日常でのトラブルに起因した事件等が後を絶ちません。あらためて生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを実感できるような啓発に取り組んでいきます。

## ③ 個性の尊重

社会における根強い横並び意識の存在等が、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっている面もあり、このことから各種差別の解消が妨げられている側面があります。これらの風潮や意識の是正を図るために、互いの人権を尊重し合うということの前提に、互いの個性を認め合うことが重要であることを訴えかける啓発の推進に取り組みます。

また、自分とは異なる条件を持つ多様な他者とのコミュニケーションを取る力や、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を体得できるよう「心のバリアフリー」の推進に取り組みます。

## イ 啓発の方法

### ① 対象者の発達段階に応じた啓発

対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが重要であり、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうような啓発手法への創意工夫が必要です。具体的には、こどもが人権に関する作文などを書くことをとおして理解を深めたり、人権に関する標語を考えたりする、作品募集などの啓発手法に取り組んでいきます。ある程度理解力が備わった青少年期には、ボランティア活動などを通じて、高齢者や障がいのある人などとの交流の中で人権感覚を培っていきけるような取組を推進していきます。

### ② 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げた啓発が有効です。人権上大きな社会問題となった事例に関して、学校、職場、公的施設などで時機に応じて人権尊重の観点から具体的に話し合ったりすることは、市民が人権尊重についての正しい知識・感性を磨くうえで、大きな効果を期待できます。また、地域であった特定の事例を取り上げる場合には、そこで得られた教訓を踏まえて、類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から被害者の立場に十分配慮した形での啓発を実施することも大切です。

### ③ 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等、各啓発主体が市民等に向けて行う啓発においては、一人ひとりが人権感覚や感性を体得するという観点からすれば受身型の啓発であり、限界があります。そこで、啓発を受ける市民が主体的・能動的に参加できるような各種のワークショップや車椅子体験研修等、啓発手法を工夫し、積極的に取り組んでいきます。

## 第4章 分野別人権問題への取組

第1章「基本計画の策定にあたって」で述べたように、国内外で人権問題解決のための取組が進められ、市でも関係法令や国・県の政策に基づき、市民や関係団体等と連携して人権教育・啓発活動を推進してきましたが、いまだ数多くの人権問題が存在し、新たな人権問題も発生しています。

第2次基本計画の策定にあたっては、このような状況を十分認識したうえで、人権教育・啓発の取組を実施していくことが重要であり、この章では、様々な人権問題について、その「現状」と「課題」を理解し、これまでの市の取組を踏まえ、今後の対応への方針を整理しました。

それぞれの分野別人権問題の進捗管理については、「熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議」において実施していきます。



## 1 女性（又は男女）に関する人権問題

### (1) 現状と課題

女性（又は男女）に関する人権問題としては、性別による差別的取り扱い、様々な暴力による人権侵害等、いまだ数多くの課題が残されており、依然として人々の意識や行動、社会制度・慣行の中に女性に対する差別や偏見が見られ、あらゆる分野で自らの能力を高めようとしている女性の生き方を阻害している現状があります。

また、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、令和6年（2024年）4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるなど、今後も女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現のための取り組みが必要です。

令和5年度（2023年度）に実施した市民意識調査結果では、人権侵害を受けたと回答した人のうち、どの分野で侵害を受けたかという問いに、「パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどのハラスメントに関すること」に次いで多かったのは、「女性（又は男女）の人権に関すること」で、前回（平成30年度）と比較すると7.7ポイント減少し42.3%という状況となっていますが、依然として高い水準にあります。

また、一方では、少子高齢化や、経済構造の変革等、急激に変化する社会への対応が求められており、男女がともに責任を担い、その個性と能力を発揮していくためには、女性が安心して働き続けられる職場環境の整備、男性をも含めた働き方の見直し、労働者一人ひとりの生産性の向上等を図っていく必要があります。特に育児や介護については、社会全体で支援し、その負担を分かち合っていくことが必要であり、加えて、男女がともに家庭での責任を果たし、家庭生活と仕事の両立調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進も重要となっています。

本市では平成21年（2009年）に男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的に「熊本市男女共同参画推進条例」を施行し、平成31年（2019年）にはこの条例に基づく「熊本市男女共同参画基本計画」の基本理念を引き継いだ「第2次計画」を策定し、「教育や啓発を通じた男女共同参画の推進」や「市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備」「あらゆる暴力を許さない社会の実現」の施策の方向性に基づいた18の具体的施策を位置づけました。

また、平成26年（2014年）10月には「配偶者暴力相談支援センター事業」を開始し、DV相談及び被害者支援に取り組むとともに、DV防止セミナーを開催するなど、DV被害者が相談機関につながるよう啓発に努めています。

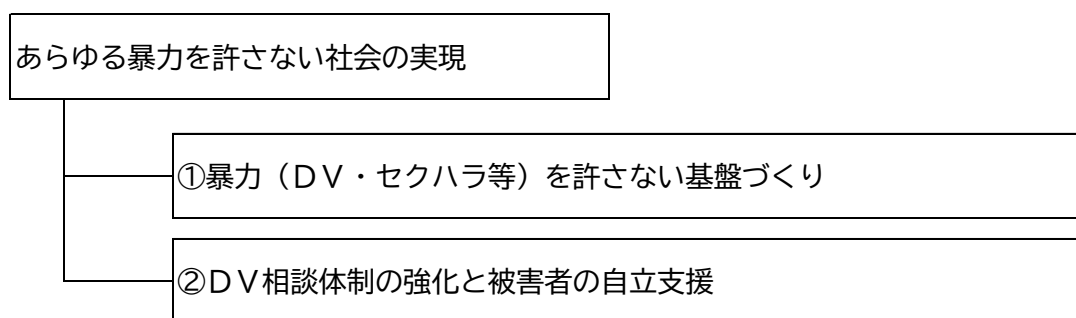
### (2) 基本方針

#### 【 あらゆる暴力を許さない社会の実現 】

あらゆる市民がそれぞれの個性と能力を発揮し活躍するためには、その阻害要因となる相手の人権を損なう行為であるDVやセクハラ等の暴力を根絶することが必要です。このことから、あらゆる暴力を許さない意識の醸成とともに、関係機関と連携し、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するよう相談体制・支援体制の充実を図ります。



### (3) 施策の体系



### (4) 主な取組

#### ①暴力（DV・セクハラ等）を許さない基盤づくり

市民・事業者等を対象とした「DV防止セミナー」や各種ハラスメントやデートDV、セクハラ防止を目的とした出前講座の実施を行うほか、市政だより、市のホームページ等様々な媒体を使った啓発・広報に取り組み、暴力を許さない意識の醸成に努めます。

#### ②DV相談体制の強化と被害者の自立支援

DV対策ネットワーク会議及びDV対策市内連絡会議を通じた関係機関の連携を行うとともに、多様な相談に対応できるよう相談員の資質の向上を図ることにより、DV被害者の早期発見及び自立支援に取り組み、相談体制の充実に努めます。

## 2 こどもに関する人権問題

### (1) 現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行とともに生活環境が多様化し、地域における人のつながりの希薄化が指摘されています。

こどもの人権に関する深刻な問題として児童虐待があり、令和4年度(2022年度)の市(児童相談所・各区保健こども課)に寄せられた児童虐待に関する相談対応件数は1,814件(児童相談所1,425件/各区保健こども課389件)と第1次計画改定版策定当時の平成24年度(2012年度)の状況から比較すると1,246件(児童相談所1,051件、各区保健こども課195件)の大幅な増加となっています。

また、平成29年度(2017年度)に実施した「熊本市こどもの生活等実態調査」では、本市の相対的貧困率は14.0%に上り、こどもやその保護者の生活状況において、経済的な問題や家庭環境の不安定さからくる教育の機会や親子の関わり方の欠如といった課題等も浮き彫りになりました。

その他にもこどもを取り巻く環境を見ると、いじめや体罰、不登校、ひきこもり、インターネットの匿名性を悪用した誹謗中傷やSNS上でのいじめ、自撮り被害等、こどもの健全な成長や安全が脅かされる問題も生じています。

このような中、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が、令和5年(2023年)4月に施行されました。

大人が、一人の人間としてこどもの人権を尊重し、健全に育てていくことの大切さを認識し、自らの責任を果たしていくことが求められることから、家庭、地域、保育所等・幼稚園、学校、事業所・職場等において、こどもたちの発達段階に応じた、人権尊重の心を育てるとともに、それが具体的な態度や行動に現れるような人権教育に取り組みながら、それに携わる大人の人権意識の向上のための人権教育・啓発を進めていく必要があります。

### (2) 基本方針

#### 【関係機関等との連携によるこどもの人権尊重】

「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、こどもの視点に立ち、家庭、地域、保育所等・幼稚園、学校、事業所・職場、行政機関等が連携し、こどもの人権について語り合い理解する機会を数多く設け、人権尊重の取組を進めていきます。併せて、児童虐待の防止も含め、こどもに関心を持つような啓発も行います。

### (3) 施策の体系

#### 関係機関等との連携によるこどもの人権尊重

①児童相談所の体制及び専門性の強化と里親家庭への支援充実

②社会的な支援の必要性が高いこどもや家庭への理解と支援

③家庭・地域等と連携した人権教育の推進

④人権教育の学習内容・方法等の改善・充実

#### (4) 主な取組

##### ①児童相談所の体制及び専門性の強化と里親家庭への支援充実

今後は、計画的な人材確保と児童相談所の更なる人員体制強化を図るべく、専門職の増員等を行います。あわせて、従来の法定研修等に加え外部研修機関等により専門性の高い研修への派遣や関係機関との合同研修、学識経験者や外部の専門家を講師とした、高度な技術習得を目指した研修の企画実施を行い、児童相談所の体制及び専門性の強化を図ります。

また、児童相談所、フォスタリング機関、里親支援専門相談員の役割の明確化、更には熊本県里親協議会を加えた4者の連携強化を図り、更なる里親家庭支援の推進に取り組みます。

##### ②社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への理解と支援

虐待の未然防止・早期発見や子育てに孤立している家庭等への関心や理解が社会全体で図られるよう、虐待防止等の広報・啓発活動等を行います。併せて、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、こどもの貧困対策の推進にも取り組みます。

さらに、こどもの命を守り、こどもの権利を守るために、令和6年（2024年）1月に「こどもの権利サポートセンター」を設置しました。学校内外を問わず、こどもの悩みに関する相談を受け付け、課題の解決を図るなど、こどもの権利擁護の推進に取り組みます。

##### ③家庭・地域等と連携した人権教育の推進

専門家とも連携して、特別支援教育、いじめ、不登校、引きこもり対策を強化するとともに時代の要請に対応し、こどもの主体性を重視した活動と、性に関する指導を通じたいのちを守る教育を充実させ、こども一人ひとりが、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それを具体的な態度や行動に現すことができるよう、家庭・地域等と連携しながら人権教育を進めていきます。

##### ④人権教育の学習内容・方法等の改善・充実

児童生徒が自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に表れることができるように、人権が尊重される学習活動の工夫と展開、人間関係づくり、環境づくりを推進する。また、『こども基本法』の周知とこどもの意見表明の機会の確保を目指したこども議会や熊本市こどもフォーラムの開催及び各学校における校則の見直しを推進します。

### 3 高齢者に関する人権問題

#### (1) 現状と課題

少子高齢化の進展により、熊本市の高齢者（65 歳以上）人口及び高齢化率は、平成 29 年(2017 年)の 18 万 4 千人（25.0%）から、令和 7 年(2025 年)には 20 万 3 千人（27.9%）になると予測され、これに伴い認知症高齢者の数も、平成 29 年(2017 年)に 2 万 6 千人であったものが、今後も更に増加し、令和 7 年(2025 年)には約 4 万 2 千人に達するものと見込まれます。

高齢になると、身体状況の変化等により自らの生活や環境をコントロールすることが難しくなることなどから、他者から権利を侵害されたり、権利を行使できない状況に陥りやすくなります。

このため、高齢者虐待の防止と対応に向けた取組や、高齢者の「生命」や「財産」をはじめとした様々な権利を保護し尊厳を保持するための、成年後見制度の活用等による権利擁護の取組が重要となります。

さらには、高齢者（障がいのある人、妊婦の方についても共通）に対する、周囲からの気遣いや施設等のバリアフリー化が重要な課題となっています。

また、高齢者だけではなく、65 歳未満で発症する若年性認知症においては、病気に対する苦しみだけではなく、働き盛りであったり、子育て中であったりすることから、仕事や生活に支障をきたしたり、周囲に病気のことを理解されないといった問題が生じています。

#### (2) 基本方針

【「一人ひとりの人権が尊重され、お互いに支え合いながら住み慣れた地域で、健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会」の実現】

平成 15 年(2003 年)から「熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（通称「くまもとはつらつプラン」）」を 3 年ごとに見直しを行いながら、総合的な高齢者施策を推進しています。

さらに、年齢や障がいの有無等に関わらず、社会生活・社会参加ができるよう、市管理施設のバリアフリー化に取り組みます。

### (3) 施策の体系

一人ひとりの人権が尊重され、お互いに支え合いながら住み慣れた地域で、健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会の実現

①認知症高齢者の理解を深めるための普及・啓発

②認知症高齢者の早期発見・早期対応と家族等の支援

③高齢者虐待の防止と対応

④成年後見制度等による高齢者の権利擁護

### (4) 主な取組

#### ①認知症高齢者の理解を深めるための普及・啓発

認知症や高齢者の権利擁護のための制度等に関する市民一人ひとりの正しい理解、浸透を図るため、周知・啓発活動について継続して取り組みます。

#### ②認知症高齢者の早期発見・早期対応と家族等の支援

身体の状態や社会的な判断能力が低下した高齢者、また認知症高齢者の権利を保持し、高齢者一人ひとりの人権と権利を確保する必要があることから、地域団体等を含む関係機関と連携し、地域における権利擁護体制の構築を推進します。さらには、区の日常生活圏域ごとに設置される地域包括支援センターの総合相談機能や虐待防止への対応を強化するとともに、支援につながるよう情報の発信を図ります。

また、若年性認知症への対応については、認知症コールセンターに若年性認知症コーディネーターを配置しており、引き続き、関係機関と連携して支援します。

#### ③高齢者虐待の防止と対応

養介護施設等に対し高齢者の権利擁護や認知症ケアに関する研修等を引き続き実施し、虐待行為等の未然防止に努めるとともに、指導監査の強化に取り組みます。

#### ④成年後見制度等による高齢者の権利擁護

認知症高齢者で判断能力が不十分な方で、財産管理や身上監護（介護施設への入所・退所）についての契約や遺産分配などの法律行為等を、自分で行うことが困難な方々を保護し、支援する制度である成年後見制度等によって高齢者の権利擁護に取り組むとともに、制度の周知を図ります。

市民や支援者が成年後見制度について相談できる窓口として設置している熊本市成年後見支援センターで、随時、電話、メール、訪問等による相談受付に加え、専門職（弁護士・司法書士）に相談できる専門職相談会を開催します。

## 4 障がいのある人に関する人権問題

### (1) 現状と課題

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができる社会にするためには、障がいのある人一人ひとりの人権が尊重されるとともに、その権利・利益が擁護されなければなりません。

本市においては、障がい福祉施策に関する基本的な事項を定めた「熊本市障がい者生活プラン」に基づき、障がい者サポーター制度（研修会、ワークショップ、啓発イベント等）や障害者差別解消法への対応（障がいのある人に対する「合理的配慮」）等をとおして、市民への理解啓発や交流活動の促進、差別や偏見の解消に取り組んでいます。また、令和6年（2024年）4月から、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されることになりました。

しかし現実には、障がいに対する誤解や偏見から、差別を受けたり、嫌な思いをした経験がある方も多く、障がいのある人が生活のしづらさを感じるものないまちづくりが求められています。

そのためには、障がいのある人に関わる人や市民に対し、障がいや障がいのある人の特性を理解し、だれもが互いに人格と個性を尊重し共生する社会（共生社会）の一層の浸透を図る必要があります。

さらに、障がいのある人が安心して暮らせるように、障がいのある人の人権と権利擁護を目的とする地域福祉権利擁護事業や成年後見制度（法人後見人及び市民後見人）については、日常的な相談・援助、財産の保全・管理等のサービスを行うとともに、その普及を図っていく必要があります。

また、令和2年（2020年）3月には手話言語条例を制定しました。この条例では、手話が言語であるとの認識のもと、すべての市民が障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現を目指すこととしていることから、市民、事業者、関係団体と連携しながら、手話に関する施策を確実に実施していくことが求められています。加えて、障がいのある人が働きやすい環境を整備するため、事業主に対して、様々な障がいへの正しい知識を普及していくことが重要です。

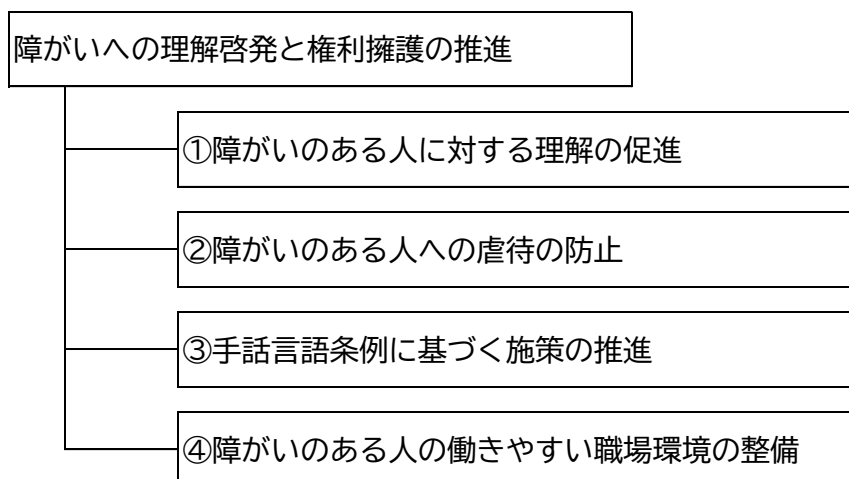
学校教育においては、障がいのあることもたちに適切な指導や支援を行い、だれもがそれぞれの違いを認め合いながら活躍できる共生社会を構築するための基盤となる「特別支援教育」の充実を図るとともに、「特別支援教育」への理解を深めるための啓発を行います。

### (2) 基本方針

#### 【障がいへの理解促進と権利擁護の推進】

すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、だれもが互いに人格と個性を尊重し共生する社会（共生社会）の実現を目指して、障がいへの理解促進と権利擁護を推進します。

### (3) 施策の体系



### (4) 主な取組

#### ①障がいのある人に対する理解の促進

これまで「障がい」について知る機会がなかったり、障がいのある人と接する機会がなかったりした人に、障がいへの理解を深めてもらい支援につなげる取組である障がい者サポーター制度の充実やヘルプマーク〈※ 11〉の普及を図るとともに、障害者差別解消法（合理的配慮の提供を含む）の周知徹底など、障がいのある人に対する理解啓発に取り組みます。

また、特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童生徒による「熊本市立小中学校特別支援学級・特別支援学校児童生徒作品展（ハッピースマイルアートギャラリー）の作品展示等を通して、参加者相互の交流を深めるとともに、市民への特別支援教育の理解を広く図ります。

#### ②障がいのある人への虐待の防止

障害者虐待防止法にかかる広報・啓発に努めるとともに、障がいのある人に対する虐待に関する通報等の受け付けや、虐待に関する啓発活動、障がい福祉サービスを実施する事業者に対しては指導及び監査の強化を行い、障がいのある人への虐待の防止とその解消を図ります。

#### ③手話言語条例に基づく施策の推進

条例に基づき策定した手話に関する施策の推進方針に従い、手話言語条例施策推進委員会を開催しながら、施策の実施に取り組みます。

#### ④障がいのある人の働きやすい職場環境の整備

市における障がいのある人の雇用については、法定雇用率以上になるよう採用するとともに、障がいのある人が有する能力を有効に発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

#### 【用語解説】

##### 〈※ 11〉 ヘルプマーク

内部障がいや発達障がい、難病の方など、外見からわからなくても支援や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。



## 5 部落差別（同和問題）

### （1）現状と課題

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強制され、今なお同和地区、被差別部落などと呼ばれる特定の地域の出身や、そこに住んでいることを理由に様々な差別を受けることのある、我が国固有の人権問題です。

今でも、調査業者等による住民票等の不正な取得行為や全国の被差別地域を記載した差別的な書籍がインターネット上に掲載され、そうした差別情報や差別発言が拡散されたり、結婚等に絡んだ出身地の調査が行われるなど、依然として差別事象が見られ、人権にかかる問題として深刻な状況が続いています。

部落差別（同和問題）に関する人権教育・啓発は、これまでの教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、部落差別（同和問題）を重要な人権問題の一つとして捉え、解消に向け、積極的に推進していかなければなりません。部落差別（同和問題）については、「寝た子を起こすな」という考え方が根強くありますが、部落差別（同和問題）の解決には、こうした認識の解消が重要であり、そのためには、部落差別（同和問題）に関する史実に基づく歴史認識と厳しい差別の現実を深く学び、そこから被差別者の痛みや悲しみを共有し、「差別を許さない」とする共感と連帯の輪を広げていく必要があります。

本市においては、同和对策に係る特別措置法が失効するまでの33年間、様々な施策や事業を実施し、道路、公園、住宅の整備等のハード面の整備と、産業の振興、就労の安定、社会福祉の向上、教育の充実等の地域を取り巻く環境や生活状況の改善に努めてきました。また、平成28年(2016年)12月16日に施行された「部落差別解消推進法（※12）」では、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、国との連携を図りつつ、その地域の実情に応じて、相談体制の充実、教育・啓発の推進及び国が行う実態調査への協力が規定されています。

これを踏まえて、講演会やセミナー、映画上映をはじめ、ふれあい文化センター・植木ふれあい文化センター等の人権啓発拠点施設や公設公民館等における講座・教室の交流をととした差別意識の解消等、様々な工夫を加えながら人権教育・啓発に向けた取組を行っています。

### （2）基本方針

【市民一人ひとりが部落差別（同和問題）への正しい理解と認識を深める】

地域の実情を踏まえ、国、県をはじめ、関係機関や関係団体等と連携し、家庭、地域、学校、事業所・職場等における教育や研修をととし、部落差別（同和問題）に対する正しい理解と認識が得られるよう、人権教育・啓発の取組を進めます。

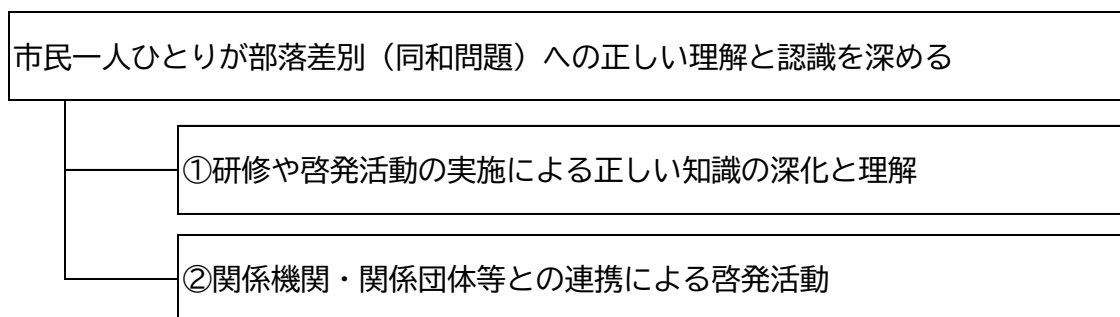
#### 【用語解説】

〈※12〉部落差別解消推進法

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年(2016年)12月16日施行）の通称です。現在でも部落差別が存在することを明記し、情報化の進展の中で部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、国や地方公共団体の責務を明記したものです。



### (3) 施策の体系



### (4) 主な取組

#### ①研修や啓発活動の実施による正しい知識の深化と理解

市民一人ひとりが部落差別（同和問題）への正しい理解と認識を深めることが重要であり、市民を対象とした講演会の開催や市職員、教職員の研修に努めます。また、児童生徒に対する部落問題学習の充実にも取り組みます。

#### ②関係機関・関係団体等との連携による啓発活動

関係機関や関係団体等と連携・協力し、部落差別（同和問題）に対する正しい理解と認識が得られるよう、あらゆる機会を捉え、人権教育・啓発に取り組みます。

## 6 外国人に関する人権問題

### (1) 現状と課題

国際化の進展に伴い、市の外国人登録者数は、平成10年(1998年)末の時点で3,000人弱であったものが、平成30年(2018年)末には5,800人を超え、20年間で約2倍に増加しており、令和4年(2022年)12月末時点では、7,272人となっています。

特に、今後は、アフターコロナによる人的交流の再開や台湾の半導体関連企業の熊本進出などを背景として、在住外国人の数も一層増加するものと予想されます。

人権に関する市民アンケートの結果からは外国人の人権を守るためには「日本人も外国人も共に暮らす市民であることの理解を深める啓発を進める」が、平成30年度(2018年度)は26.7%であったものが、令和5年度(2023年度)は3.5ポイント増え、30.2%(1位)となっています。

このような中、本市では、様々な団体との連携・協働のもと、在住外国人への情報提供や多言語での相談等を行うなど、外国人にとって暮らしやすい環境づくりを進めています。

しかしながら、言語や文化・習慣の違いにより、医療・福祉、防災、教育等様々な分野で問題を抱えたり、日本人との意思疎通が十分にできず、情報が伝わらなかったり、居住や地域生活において不安が生じる場合があります。

今後も異文化理解講座の実施などを通して相互理解をさらに深めるとともに、日本語支援事業の充実や行政情報の多言語化などを通して、円滑なコミュニケーションを図り、正確な情報提供を行っていく必要があります。

### (2) 基本方針

【多文化共生社会の推進及びグローバルな人材の育成と集積・活用】

「熊本市国際戦略」〈※13〉中で、地域の国際化を促進するための基本的取組として、多文化共生社会の推進及びグローバルな人材の育成と集積・活用を掲げ、様々な取組を行っていきます。

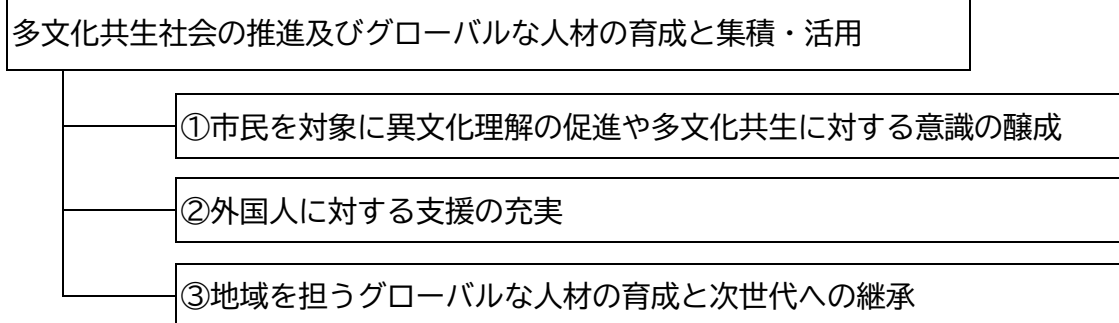
今後、アフターコロナによる人的交流の再開や台湾の半導体関連企業の熊本進出などを背景として、在住外国人の更なる増加が見込まれるため、外国人が安心して生活することができる環境整備を行い、外国人・日本人ともに、地域社会の一員として安心して暮らしていくことができる多文化共生社会の推進に取り組んでいきます。

#### 【用語解説】

〈※13〉「熊本市国際戦略」

平成30年(2018年)3月に、世界情勢の変化や本市を取り巻く状況の変化等を踏まえ、交流人口の増加、貿易、投資等の促進につなげる「海外展開」を進め、その土台となる多様性や創造性を育む「地域の国際化」を戦略的に進めるための基本指針として策定しました。

### (3) 施策の体系



### (4) 主な取組

#### ①市民を対象に異文化理解の促進や多文化共生に対する意識の醸成

「熊本市国際戦略」に基づき、外国人にとってさらに暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、日本人と外国人がともに活躍できる環境づくりを目指し、多様性を尊重し、ともに支えあう意識の醸成や支援が必要な外国人への生活サポートとして、「やさしい日本語教室」の開催等、地域での学びの機会の創出などの異文化理解の促進や人権尊重意識の醸成に資する啓発を充実します。

#### ②外国人に対する支援の充実

熊本市国際交流会館において、生活全般に関する様々な相談や情報提供を行うワンストップ型の窓口として、「熊本市外国人総合相談プラザ」を運営しています。また、在住外国人等に必要な情報を英語、中国語及び韓国語に翻訳し、熊本市国際交流振興事業団のホームページに掲載します。他にも、事前に登録した外国人に生活及び災害情報等を英語、中国語、韓国語及びやさしい日本語で携帯メールを通じて配信し、在住外国人等が日本語会話及び生活習慣を学ぶ日本語支援事業等を実施します。

#### ③地域を担うグローバルな人材の育成と次世代への継承

様々な目的で本市に居住したり、本市を訪れたり、本市で活動する外国人のニーズや課題を踏まえた上で、関係団体との連携による細やかな対応と総合的な支援を行っていくなど、多文化共生社会を推進するとともにグローバルな人材の育成等に取り組みます。

また、友好都市等をはじめとする海外都市との青少年交流など、若者の国際感覚の醸成を図ります。

## 7 性的マイノリティに関する人権問題

### (1) 現状と課題

生物学的な性的特徴により出生時に割り当てられた性別と自分の性をどう認識するかという性自認が一致しないトランスジェンダー（性同一性障害（※14）を含む）や人の性愛の向かい方である性的指向（※15）等に関して、令和5年（2023年）6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行され、今後もより一層の市民の正しい理解が求められています。

平成30年度（2018年度）と令和5年度（2023年度）に実施したアンケート調査でも、性的マイノリティへの関心度は25.6%から36.9%に上昇しています。

性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする差別はあってはならないものですが、現状として、就職をはじめ、自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見のため、不利益や差別を受けている状況にあります。

若年層においては、当事者が正しい知識を得る機会がなく、自らの性のあり方について違和感を持ち、誰にも相談できずに自分が非典型であると悩み続ける場合もあり、さらに、家族からの理解を得られなければ孤立してしまうことになります。自身の性的指向や性自認等に悩んでいる人の相談先の情報等もまだ十分ではありません。このため、このような人々の精神的苦痛に関する相談対応が必要となります。

教育面においては、平成27年（2015年）に文部科学省から出された、「性同一性障害に係る児童生徒に関するきめ細やかな対応の実施等について」に基づき、「性的マイノリティ」の児童生徒についての特有の配慮や相談体制の充実を推進しています。

### (2) 基本方針

#### 【市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備】

性的指向や性自認が非典型的であることにより生きづらさを抱え、困難な状況に置かれている市民がいます。

このような方々に対する支援や、積極的に社会参画できる機会の確保は、当事者の社会的・経済的自立や健康づくりに欠かせないものです。さらには、社会における多様性の尊重とともに持続可能な社会の実現につながるものです。このことから、様々な困難を抱えた方々が安心して暮らせる環境の整備に取り組みます。

#### 【用語解説】

##### 〈※14〉性同一性障害

からだの性（生物学的な性）とこころの性（性の自己意識）が一致しない状態を指す医学用語のことをいいます。

世界保健機関（WHO）では身体的性と性自認が不一致である状態を、これまで性同一性障害として「精神疾患」に分類していましたが、2022年より「性別違和」と名称を変更し、分類も「性の健康に関連する状態」に変更されました。

##### 〈※15〉性的指向

人の性愛がどういう対象に向かうかを「性的指向」と言い、具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

### (3) 施策の体系

市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備

①性的マイノリティへの支援・社会参画の促進

②性的マイノリティへの理解促進

### (4) 主な取組

#### ①性的マイノリティへの支援・社会参画の促進

トランスジェンダー等へ配慮するため、市民が提出する申請・届出書等の性別記載欄について不要なものを削除するよう市全体で取組を進めるとともに、熊本市パートナーシップ宣誓制度〈※16〉を運用します。

また、生活上の様々な困難や悩みの解消につながるよう、性的マイノリティ当事者及び支援団体等との意見交換の実施や、職員及び各相談機関の相談員に「LGBTなどの性的マイノリティサポートハンドブック」等を周知し、個々のスキル向上に努めるなど、相談・支援体制を充実します。

教育現場においては、学校と教育委員会事務局、及び外部専門機関との連携を強化し、相談者本人や保護者が安心して相談できる体制の整備を図っていきます。

#### ②性的マイノリティへの理解促進

性的マイノリティに関する啓発リーフレットの配布、市民や市職員を対象としたLGBT理解促進セミナー等の開催、団体・企業・グループ等の勉強会や研修会に講師を派遣する出前講座の実施など、多様な性のあり方についての理解促進に努めます。

教育現場においては、多様性を尊重する人権教育の一環として、性的マイノリティに対する理解の推進を促していきます。また、性的マイノリティに関する教職員に向けた研修の機会の増加及び充実を通して、性の多様性についての認識と理解を深めていきます。

#### 【用語解説】

##### 〈※16〉熊本市パートナーシップ宣誓制度

性的マイノリティに対する偏見や差別、無理解を解消し、性の多様性が尊重されるために社会環境を整備することを目的とした制度です。対象者が互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約した関係であることを熊本市長に対して宣誓し、そのことを熊本市が公式に認め宣誓書受領書を交付します。

## 8 水俣病に関する人権問題

### (1) 現状と課題

水俣病は、工場などから環境中に排出されたメチル水銀化合物が魚などに蓄積され、この汚染された魚などを食べることで起きる中毒性の神経系の病気で、昭和 31 年(1956 年)に水俣市でその発生が公式に確認され、平成 16 年(2004 年)10 月には、裁判において水俣病被害の拡大を防止できなかったとして、国と熊本県の責任が確定しています。

平成 21 年(2009 年)7 月には「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法〈※17〉」が成立し、平成 25 年(2013 年)には、熊本市及び水俣市において「水銀に関する水俣条約」外交会議及び準備会議合が開催され、となりました。

水俣病は、健康被害をもたらしたばかりではなく、偏見や差別の問題をも生じさせました。原因がまだはっきりしなかった頃、伝染すると誤解され、患者が出た家庭には近づかなかったり、就職や結婚を断られたりするといった事象も起こりました。

国や水俣市では、水俣病について正しく学べるような体制を整えるとともに、熊本県における重要な人権課題として、県下全域で教育啓発活動に努めていますが、今なお水俣病に対する偏見や差別の問題が存在しています。

### (2) 基本方針

#### 【水俣病に対する正しい理解のための啓発推進】

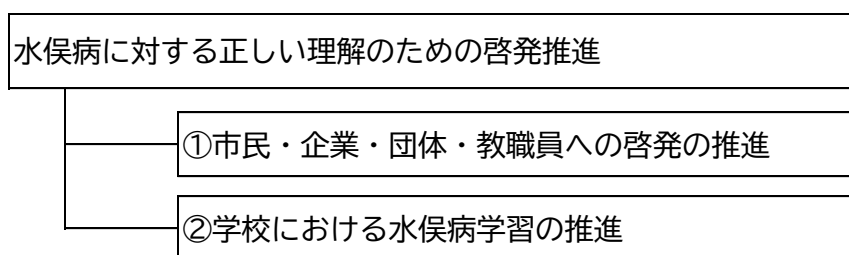
偏見や差別の解消のためには、正しい知識を広め、理解を深めていくことが不可欠であり、継続して水俣病の情報や教訓、発生地域の再生状況等を広く発信していくため、講演会等の啓発活動に取り組みます。

#### 【用語解説】

〈※17〉 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法

発生から半世紀以上にわたる、水俣病の被害者の救済を図るため、救済措置として、対象者、判定方法、支給内容、申請の受付及び水俣病被害者手帳について規定したもので、平成 22 年 4 月制定されました。

### (3) 施策の体系



### (4) 主な取組

#### ①市民・企業・団体・教職員への啓発の推進

市民や企業・団体の人権啓発指導者を対象とした水俣病資料館等の現地訪問研修、教職員や市民を対象とした講演会等の機会をとらえたパンフレット配布や市民及び人権協会員を対象とした水俣現地研修の実施などの啓発に取り組みます。

また、教職員においては児童生徒の水俣病に関する正しい理解を深めるために、「教職員を対象とした水俣病啓発事業」（県主催）を継続して実施します。

#### ②学校における水俣病学習の推進

小学校5年生全員を対象に、熊本県環境センターや水俣病資料館、水俣病情報センター等での調べ学習や語り部の方の講話・朗読等の体験学習をとおして、水俣病への正しい理解と差別や偏見を許さない心情や態度を育むことを目的とした、「水俣に学ぶ肥後っ子教室」（県主催）を継続して実施します。

また、水俣病患者が学校を訪問し、小・中・高等学校・特別支援学校の児童生徒との交流を通して水俣病と水俣病の教訓を伝えるための「学校訪問事業」（県主催）を継続して実施します。

このような取組をもとに、発達段階に応じて継続した学習を行うことにより、学びを深めるよう、取り組んでいきます。

## 9 ハンセン病回復者とその家族に関する人権問題

### (1) 現状と課題

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、現在は治療方法が確立した治癒する病気です。

ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんが、我が国では、明治時代から施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。この隔離政策は、昭和28年(1953年)に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、昭和35年(1960年)にWHO（世界保健機関）が外来治療を勧告した後も続けられました。このような国の長年にわたるハンセン病患者に対する隔離政策により、病気に対する差別意識が社会に根付き、ハンセン病回復者だけでなく、その家族までも人権上の制限や差別等を受けてきました。

熊本県主催の平成15年度(2003年度)「ふるさと訪問事業」において、国立療養所菊池恵楓園〈※18〉の入所者が、ハンセン病回復者であることを理由に予約先のホテルから宿泊を拒否されるという事件が発生したのは、現在もなお、ハンセン病に関する不正確な知識に起因する差別や偏見が根強く残っていることの表れです。

ハンセン病回復者、さらにはその家族に対する偏見や差別、人権侵害の多くは、誤った医学的知識や思い込みから生まれています。

今後も、これらハンセン病回復者及びその家族が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、人権を尊重する視点に立ち、家庭、地域、学校、事業所・職場等のあらゆる場において、人権教育・啓発に取り組む必要があります。

### (2) 基本方針

【ハンセン病についての正しい認識とハンセン病回復者及びその家族に対する理解の深化】

ハンセン病回復者及びその家族が、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、人権を尊重する視点に立ったあらゆる場における人権教育・啓発への取組を推進します。

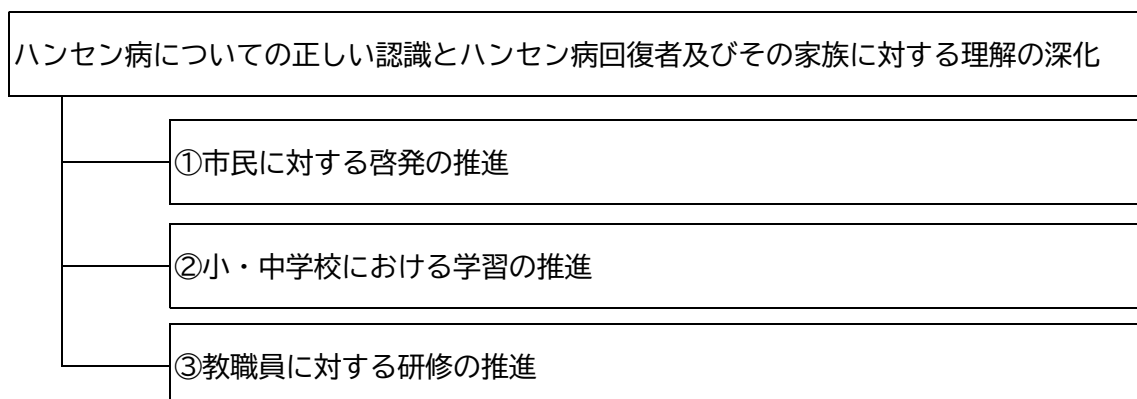
#### 【用語解説】

〈※18〉国立療養所菊池恵楓園（きくちのけいふうえん）

熊本県合志市にあるハンセン病療養所です。明治40年(1907年)の「らい予防二関スル件」に基づき、全国5ヶ所に設置された公立療養所の一つであり、明治42年(1909年)、九州7県連合立第5区九州らい療養所という名称で、現在地に開設されました。昭和16年(1941年)から運営が国に移され、現在の名称に改められました。



### (3) 施策の体系



### (4) 主な取組

#### ①市民に対する啓発の推進

ハンセン病回復者及びその家族に対する偏見や差別意識の解消に努めていくことが求められることから、人権週間や様々な啓発イベントにおいて、人権講演会をはじめ、パネル展示や啓発冊子の配布等とおして、ハンセン病についての正しい認識を持ち、ハンセン病回復者及びその家族に対する理解が深まるよう、啓発活動に取り組みます。

また、市民及び人権協会員を対象とした菊池恵楓園での現地研修等のフィールドワークを実施するとともに、地域や地域団体、行政においても、ハンセン病回復者等の講話を聴く活動を行います。

#### ②小・中学校における学習の推進

小・中学校では、発達段階に応じた継続的な学習、正しい知識の普及と併せた人間的な交流を通じて学びを深め、児童生徒に差別や偏見を許さない心情や態度の育成を図っていくことを目的として、ハンセン病回復者の語りを収録したDVD（平成19年度（2007年度）作成）や厚生労働省、県等が作成したパンフレット等を配布しています。それらの活用を進めるなど、ハンセン病をめぐる人権学習の充実を今後も図ります。

#### ③教職員に対する研修の推進

ハンセン病回復者及びその家族の人権についての基本的認識を深め、人権教育推進に向けた資質及び実践的指導力の向上を図るため、教職員を対象とした菊池恵楓園での現地研修会等のフィールドワークを実施します。

## 10 エイズ患者やHIV（エイズウイルス）感染者に関する人権問題

### (1) 現状と課題

令和4年(2022年)末の全国のエイズ患者数(10,551人)とHIV感染者数(23,856人)の合計は34,407人(熊本県の報告数は213人)となっており、特に、若者への広がりが問題となっています。

HIVは、職場や学校などの日常生活の中で感染することはまずありません。また、治療の進歩により、早期に発見し治療を継続して受けることで相手への感染を防ぐことが出来るようになりました。

HIVに感染していても、治療によりエイズの発症を防ぎ、長期存命が可能になりました。

エイズ患者やHIV感染者、さらにはその家族に対する差別や偏見、人権侵害の多くは、古いまま更新されていない知識や思い込みによる過度の危機意識から生まれます。市民一人ひとりが感染症に対する正しい知識を持ち理解を深め、差別や偏見意識の解消に努めていくことが求められています。

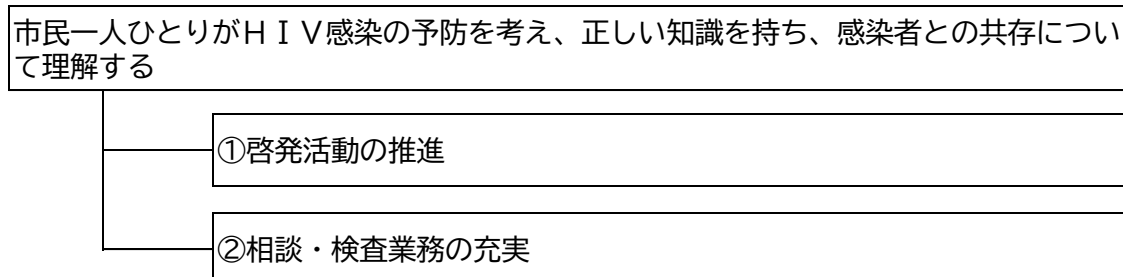
このようなことから、感染症の患者等の人権を尊重するという視点に立ち、関係行政機関や民間団体等とも連携しつつ、家庭、地域、学校、職場等のあらゆる場において、正しい知識の普及・啓発の取組を進めていく必要があります。本市では、感染及び発症予防のため、早期検査の推奨、安心して相談できる体制づくりに努めるとともに、エイズ患者やHIV感染者に対する差別や偏見の解消に取り組んでいます。

### (2) 基本方針

【市民一人ひとりがHIV感染の予防を考え、正しい知識を持ち、感染者との共存について理解する】

感染症の患者等の人権を尊重するという視点に立ち、関係行政機関や民間団体等とも連携しつつ、家庭、地域、学校、職場等のあらゆる場において、正しい知識の普及・啓発の取組を進めていきます。

### (3) 施策の体系



### (4) 主な取組

#### ①啓発活動の推進

小学校、中学校、高校では、「熊本市性に関する指導《指導案集》」に基づき、H I V感染に対する不安やH I V感染者に対する偏見をなくすことを目的として、系統的なエイズに関する指導を推進しています。

保健所では、エイズに関する理解を深める取組として、高校、専門学校等を対象とした専門医師等を活用した講師派遣事業と、職員による出前講座を中学校、高校、専門学校、企業等に対して、実施します。

また、学校、市関連施設、市電、一般事業所等へのポスター等の掲示や啓発物の配布、大学学園祭や街頭でのエイズ啓発キャンペーン、SNSやラジオでの情報発信等を行い、エイズに関する理解を深める取組を行います。

#### ②相談・検査業務の充実

保健所での相談・検査業務では、市民が安心して相談できる環境整備に努めており、令和4年(2022年度)は672件の相談がありました。これらの取組を医療関係者や大学生ボランティアグループ、市民グループ等と連携して行います。

## 1 1 刑を終えた出所者等に関する人権問題

### (1) 現状と課題

刑を終えた出所者等は、本人に真摯な更生の意欲があっても、周囲の根深い偏見や差別意識があり、就職や入居等の面で社会に受け入れられないなど、現実には極めて厳しい状況にあります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。

昭和24年(1949年)7月に「犯罪者予防更生法」が施行され、現在の更生保護制度が始まりました。昭和26年(1951年)には、犯罪の防止と犯罪を犯した人たちの立ち直りには一般市民の理解と協力が不可欠であるという認識から、7月、法務府(現在の法務省)が「社会を明るくする運動」を国民運動としてスタートさせました。平成22年(2010年)には、「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」に名称が改められ、さらに地域に根ざした国民運動として一層の推進が図られています。

また、平成28年(2016年)12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、本市においても、令和3年(2021年)3月に「熊本市再犯防止推進計画」を策定し、関係団体との連携強化と広報・啓発を重点項目のひとつとして取り組んでいます。特に“社会を明るくする運動”については、関係機関・団体等で構成する「熊本市推進委員会」を設置し、7月を強調月間と定め、熊本市推進大会を開催し、各区の保護司会や関係機関・団体等と一体となって、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生への理解を深める取組を行っています。

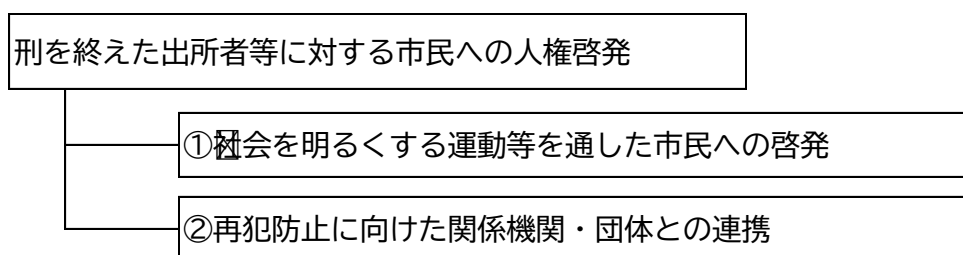
今後も、引き続き、出所者等やその家族に対する人権について、職場や地域社会等の周囲の人々など、市民の理解と協力を得るために、さらなる啓発に取り組む必要があります。

### (2) 基本方針

#### 【刑を終えた出所者等に対する市民への人権啓発】

刑を終えた出所者等が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるように、市民の理解のための人権啓発に取り組めます。また、出所者等の家族の人権が侵害されないよう、啓発に取り組めます。

### (3) 施策の体系



### (4) 主な取組

#### ①社会を明るくする運動等を通じた市民への啓発

「“社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」熊本市推進大会の開催等による市民への啓発に取り組めます。また、当運動の推進委員は地域の実情に応じた効果的な方法により広報・啓発活動に取り組めます。

さらに、市政だよりや市ホームページ等の広報媒体を活用して、罪を犯した人やその家族の人権について、市民への人権啓発に取り組めます。

#### ②再犯防止に向けた関係機関・団体との連携

熊本保護観察所や保護司会等の関係機関・団体と連携して再犯防止対策に取り組めます。

また、相互に関連が深い「防犯」「再犯防止」「犯罪被害者等支援」の3つを柱とした施策を進め、相互理解の促進を図ります。

## 12 犯罪被害者等に関する人権問題

### (1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）の多くは、犯罪による直接的な被害に加え、精神的・経済的にも大きな影響を受けます。また、周囲の憶測による誹謗中傷や配慮に欠ける言動、プライバシーの侵害や心身の不調等、二次被害にも苦しんでいます。

平成17年(2005年)に「犯罪被害者等基本法」が施行され、支援策が規定されたほか、犯罪被害者等支援が地方公共団体の責務としても位置付けられ、令和2年(2020年)12月には、「熊本県犯罪被害者等支援条例」が施行されました。

これまで、本市においては、相談窓口を設け、熊本県警察や公益社団法人くまもと被害者支援センターと連携しながら、適切な相談機関等につなぐ役割を担ってきたほか、市民への広報啓発等に取り組んでいましたが、市民に最も身近な基礎自治体として、さらなる支援策の充実が求められています。

そこで、本市では、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、令和5年(2023年)9月に、「熊本市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

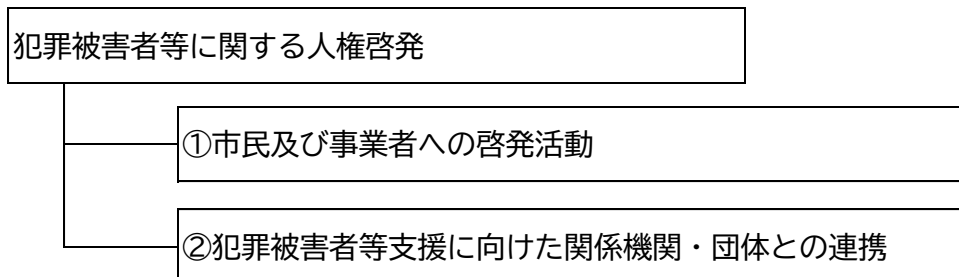
今後、条例理念に基づき、犯罪被害者等が置かれている状況や二次被害の防止等について、市民の理解促進を図ることにより、犯罪被害者等の人権問題に取り組んでいく必要があります。

### (2) 基本方針

#### 【犯罪被害者等に関する人権啓発】

関係機関・団体との連携による支援体制の充実と犯罪被害者やその家族に関する啓発に取り組み、犯罪被害者等の人権が尊重される社会をつくります。

### (3) 施策の体系



### (4) 主な取組

#### ①市民及び事業者への啓発活動

犯罪被害者やその家族・遺族が置かれた現状や、二次被害の防止等について市民や事業者の理解を深めるため、広報誌などの各種媒体等の様々な機会を通じ、広報啓発活動に取り組みます。

#### ②犯罪被害者等支援に向けた関係機関・団体との連携

公益社団法人くまもと被害者支援センター、熊本県警察等の関係機関と連携し、犯罪被害者等支援策の充実を図ります。

また、相互に関連が深い「防犯」「再犯防止」「犯罪被害者等支援」の3つを柱とした施策を進め、相互理解の促進に取り組みます。

### 13 インターネットに関する人権問題

#### (1) 現状と課題

インターネットは、今や私たちの日常生活に欠かせないものとなっています。戸籍や住民票、税や福祉等の個人情報の大半がコンピュータによって管理されており、コンピュータウィルスやネットワークへの不正侵入等の外部からの脅威、過失や故意による内部の情報漏洩等への対策が必要となっています。

また、スマートフォンの普及も目覚ましいものがあり、大人はもとよりこどもの所有率も増加しており、多くの人が電子メールや電子掲示板、SNS ※19、オンラインゲーム ※20 等を使って、多様な情報を気軽に収集・発信し、コミュニケーションを楽しんでいます。

誰でも気軽にインターネットを利用した通信や情報のやり取りができるようになった反面、今までは考えられなかったような事件や犯罪、人権侵害や名誉き損、迷惑行為等が頻発しています。

インターネット上の情報は次々とコピーされ、一度公開されたり、流出したりした情報を回収するこ

#### インターネット上での人権侵害の事例

- 本人の許可なく名前や住所、電話番号、アドレス等の個人情報がホームページで公開された。
- 特定の個人・団体を対象とした差別的な表現の書き込み。
- 他人を誹謗中傷する電子メールを執拗に送り続けた。
- 名誉を傷つける情報を電子掲示板に掲載した。
- 事件や事故の被害者や加害者の実名や顔写真がブログに掲載された。
- 行政や企業等が保管する個人情報が、不正アクセスなどによりネット上に大量流出した。

とは極めて困難です。しかも、発信者に匿名性があることや情報発信が容易であることから、道徳観や罪悪感が希薄になりがちです。このような「だれもが被害者にも加害者にもなる可能性がある」といった実態が問題の解決を困難にしています。

また、人権を侵害する違法・有害情報等に対しては、「プロバイダ責任制限法」※21 に基づき、プロバイダ等に対して、インターネット上の情報の削除や発信者の情報開示を被害者が求めることができますが、他人になりすまして発信するなどして、プロバイダを特定できない等悪質かつ巧妙化しています。

こうした行為を抑止すべきとの国民の意識が高まる中、誹謗中傷の実態への対処として、令和4年(2022年)7月、侮辱罪(刑法)の法定刑の引き上げ(1年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料)が行われました。

#### (2) 基本方針

【個人情報の管理とインターネット利用上の情報モラルに関する学習機会の提供】

セキュリティの強靱化と市民及び学校教育における啓発活動に取り組みます。

#### 【用語解説】

※19) SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)

友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場の提供や、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりをとおして新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のWebサービスのことです。Facebook やインスタグラム、LINE、GREE 等がよく知られています。

※20) オンラインゲーム

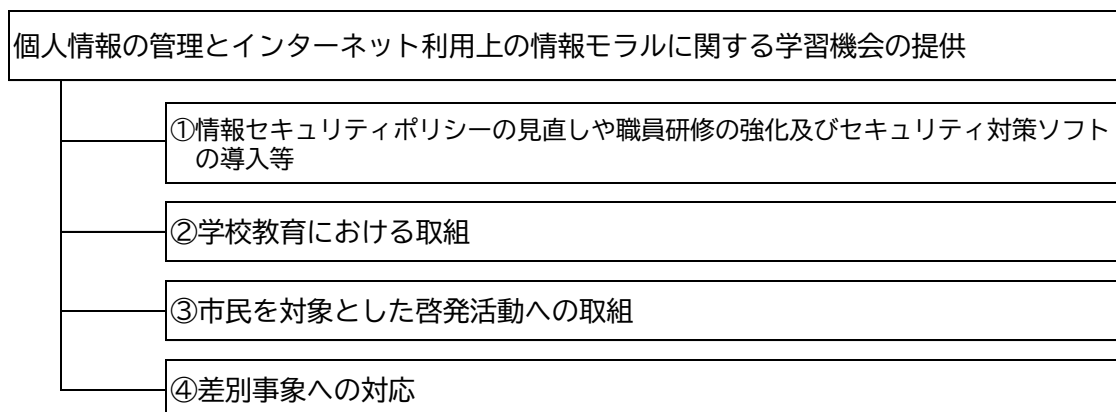
インターネットを介して複数の人が同時に参加して行われるコンピュータゲームを言います。

※21) プロバイダ責任制限法(「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」)

ウェブページや電子掲示板などで行われる情報の流通によって権利侵害があった場合において、プロバイダ、サーバの管理者・運営者、掲示板管理者などの損害賠償責任の制限と、発信者情報の開示を請求する権利を定めたものです。



### (3) 施策の体系



### (4) 主な取組

#### ①情報セキュリティポリシーの見直しや職員研修の強化及びセキュリティ対策ソフトの導入等

個人情報等については、重要な情報が危険にさらされるといった問題への対応強化も必要となっているため、環境に即した情報セキュリティポリシー〈※22〉の見直しや、情報セキュリティに関する職員研修の強化といった運用面と、セキュリティ対策ソフトの導入や、二要素認証によるセキュリティの強靱化といった技術面の両方からの対策を実施しています。

#### ②学校教育における取組

各小中学校の情報教育担当教員に情報モラル教育推進リーダー研修を実施し、最近のSNS等によるトラブルを知り、情報モラル研修の進め方等の研修を行い、自校へ持ち帰り教職員への周知、生徒への授業の実践につないでいます。また、教育委員会の職員が学校へ出向き、情報モラルについて直接児童生徒への出前授業や職員向けの「パッケージ研修」も行っています。

さらに教職員向けの研修も実施し、学校現場での情報モラル教育の推進に努めるとともに、ネットトラブルの対策についての研修も行っています。

#### ③市民を対象とした啓発活動への取組

保護者を含めた一般市民への情報モラル教育の推進に努め、学校現場において児童生徒たちがさらされているネット社会の現状を学び、正しい知識を得られるような啓発に取り組んでいます。

市民に対しても、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解と適正な利用及び、人権侵害を受けないような対応策や、侵害を受けた場合の対応方法についての啓発に取り組んでいます。

また、SNSの利用に関して街頭キャンペーン等を行い、青少年への啓発に取り組みます。

#### ④差別事象への対応

差別事象に関するネットパトロールを実施するとともに、インターネットによる人権侵害事案について、行政による削除要請が必要な時は、熊本地方法務局、熊本県と連携し対応します。

#### 【用語解説】

〈※22〉情報セキュリティポリシー

情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準のことです。

## 14 災害に関する人権問題

### (1) 現状と課題

平成28年(2016年)4月14日(前震)と4月16日(本震)に熊本地方で発生した熊本地震では、最大震度7の地震が2回発生するなど、県内各地に大きな被害をもたらしました。熊本市においても家屋倒壊や液状化等の被害が発生し、本震後の4月17日には11万人を超える市民らが避難しました。

体育館等の避難所においては、多目的トイレが未設置であったり、施設がバリアフリー化されていない等の課題がありました。また、避難生活でプライバシーが守られなかったことや、避難生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせやいさかいの発生、デマ・風評等の拡散、支援や被災状況等の必要な情報が行き届きにくいなどの問題も発生しました。さらに、要支援者(障がいのある人・高齢者・乳幼児・妊産婦等)や外国人に対して、十分な配慮や支援等の情報が行き届かないという問題もあり、障がい児等のいる家庭が避難所へ行くことができず、被災した危険な家屋での生活や車中泊を余儀なくされた事例もありました。

また、今後は、性的マイノリティ等の多様性を踏まえた男女共同参画の視点も重要となってきます。

熊本市では、これらの課題を踏まえ、多様な被災者の避難先の確保や避難所運営の改善、配慮が必要な方の視点を考慮した生活物資や資機材の備蓄などを進めて来ました。

令和4年(2022年)10月1日には、熊本市防災基本条例を施行し、災害時に市民等の生命、身体、財産及び暮らし並びに個人の尊厳を守るため、市民が安心して暮らすことができる真に災害に強いまちの実現を目指していることから、熊本地震の記憶や教訓の風化防止に取り組むとともに、近年の激甚化・頻発化している大規模な災害に対して備えて行く必要があります。

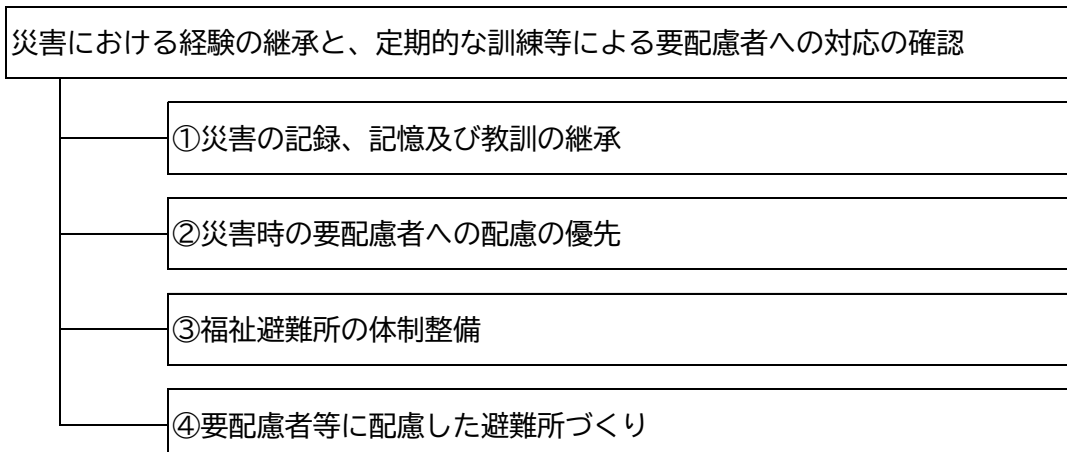
### (2) 基本方針

【災害における経験の継承と、定期的な訓練等による要配慮者への対応の確認】

災害時に被災者の年齢や国籍、性別及び障害の特性に関する多様性を理解し、全ての被災者がその尊厳を傷つけられることなく必要な支援を受けられるよう、適切な配慮を行うとともに、熊本地震の経験を将来へ継承する取組を実施します。

また、定期的な訓練等とおして、要配慮者への対応を確認するなど人権感覚の醸成を図ります。

### (3) 施策の体系



### (4) 主な取組

#### ①災害の記録、記憶及び教訓の継承

熊本地震をはじめ、これまで経験した災害等を通じて得た災害の教訓等を次の世代に伝承するとともに、防災への関心及び理解を深める取組を継続的にを行います。

#### ②災害時の要配慮者への配慮の優先

避難所開設・運営にあたっては、要配慮者に配慮した居住スペースの割り振り、特に高齢者や障がいのある人、女性やこどもの安心安全、プライバシーの保護などに配慮をすることとしており、今後も引き続き、防災訓練等を通して周知徹底を図り、災害時の要配慮者への配慮を行います。

#### ③福祉避難所の体制整備

大規模災害発生時に、高齢者や障がいのある人、乳幼児、その他特に配慮を要する方の避難所として開設される福祉避難所を円滑に運用できる体制整備を行います。また、協定施設に対する調査や意見交換、訓練等を通じ、福祉避難所の充実に努めます。

また、障がい児とその保護者を対象とした「福祉子ども避難所」を、市内の特別支援学校に開設し、障がい児等が安心して避難できる場所を確保します。

#### ④要配慮者等に配慮した避難所づくり

良好な避難所の生活環境の確保に努め、要配慮者にも優しく男女共同参画に配慮した避難所づくりを重要な方針として定め、平常時から校区防災連絡会や避難所運営委員会の設立を推進し、要配慮者等への配慮や情報共有の方法等について事前に協議を行い、その対策に取り組みます。

## 15 アイヌの人々に関する人権問題

### (1) 現状と課題

アイヌの人々は、日本では北海道等に先住していた民族ですが、明治以降のいわゆる同化政策の中で生活を支えてきた狩猟や漁労が制限・禁止され、日本語の習得が優先されるとともに伝統や文化の保持が制限されました。

このため、民族としての誇りである文化や伝統は十分に保存・継承されることなく、また、アイヌの人々に対する理解不足から、差別や偏見の問題が依然として存在しています。

このような問題を解決しようと国は、平成9年(1997年)、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を制定しました。

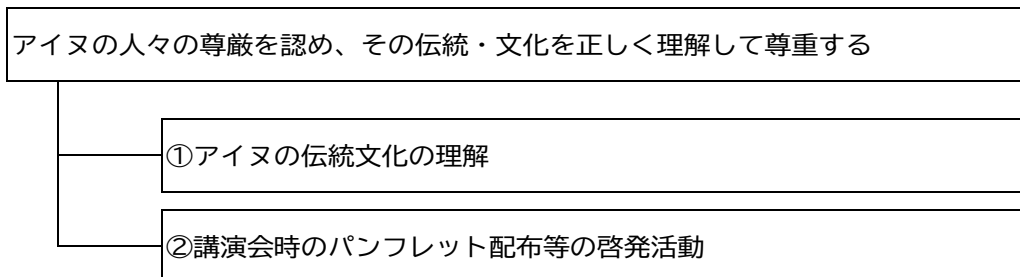
平成20年(2008年)には、国会において、アイヌ民族を先住民として認め、関連する政策をさらに推進するよう政府に求める決議が採択されました。このようなことから、政府は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、平成22年(2010年)、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」を開催しアイヌ政策を推進し、平成31年(2019年)4月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立・公布され、同年5月に施行されました。

### (2) 基本方針

【アイヌの人々の尊厳を認め、その伝統・文化を正しく理解して尊重する】

文化や民族性に優劣はなく、人々の心の中の偏見が差別を生み出し、異なる民族、文化などを抑圧、排除しようとしします。アイヌの人々の尊厳を認め、その伝統・文化を正しく理解して尊重するよう人権映画会や講演会等の機会においてパンフレットを配布するなど、啓発活動に取り組みます。

### (3) 施策の体系



### (4) 主な取組

#### ①アイヌの伝統文化の理解

アイヌの伝統や文化が正しく理解されるよう、市政だよりや啓発冊子に啓発記事を掲載し、広く周知を図ります。

#### ②講演会時のパンフレット配布等の啓発活動

各種の人権に関する講演会時にパンフレット等を配布することにより、アイヌの人々の伝統・文化の理解のための啓発を行います。

## 16 難病患者に関する人権問題

### (1) 現状と課題

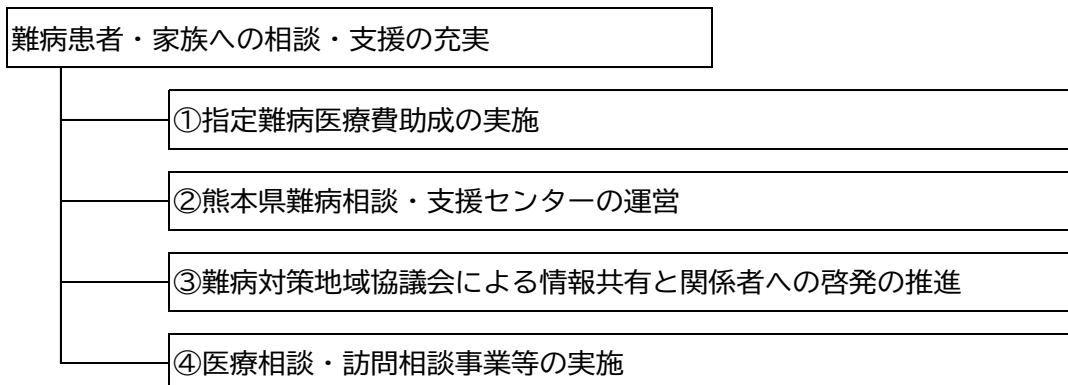
難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、その疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする疾病をいいます。難病はその種類も多く様々な病気の特性があり、外見上はあまり変化がなく、全く健康な人と変わらない場合でも、自立生活が送れない事例もあります。そのため、患者の中には、病気に対する無理解や偏見により、就学、就労、結婚等、社会生活のあらゆる場面で差別を受け、中には、病気を周囲に隠している人も少なくなく、こうした差別や偏見を払拭することが必要です。

### (2) 基本方針

【難病患者・家族への相談・支援の充実】

病気に対する無理解や偏見を払拭する啓発活動と相談・支援態勢の充実及び関係機関における情報共有

### (3) 施策の体系



### (4) 主な取組

#### ①指定難病医療費助成の実施

難病対策については、平成30年(2018年)4月から難病の患者に対する医療等に関する法律の大都市特例により県から市へ権限移譲があり、指定難病医療費助成を実施します。

#### ②熊本県難病相談・支援センターの運営

大都市特例による権限移譲により熊本県難病相談・支援センターを県と共同で運営を行っています。

#### ③難病対策地域協議会による情報共有と関係者への啓発の推進

難病対策地域協議会を設置し、地域における難病患者・家族への支援に関する情報共有と難病対策地域協議会内の医療・介護等の関係者への啓発を推進し、県と共同設置する「熊本県難病相談・支援センター」において、地域で生活する難病患者やその家族の日常生活における相談や支援に取り組みます。

#### ④医療費相談・訪問相談事業等の実施

引き続き、難病患者・家族への支援や医療相談・訪問相談事業等を行っていきます。

## 17 北朝鮮当局による拉致被害者等に関する人権問題

### (1) 現状と課題

平成14年(2002年)9月に行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人拉致を認めましたが、拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。

平成18年(2006年)6月には、この問題に関する国民の意識を深めるとともに、国際社会と連携していくことを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方自治体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

平成30年(2018年)、北朝鮮の対話路線への転換による初の米朝首脳会談等により、解決への道が開かれる可能性は出てきたかに見えましたが、未だ解決への道のりは不透明な状況です。

本市においては、国や県と連携して、国の動向を踏まえながら、拉致問題への関心と理解を深めるための啓発活動に取り組んでいく必要があります。

### (2) 基本方針

【「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心とした市民への啓発の推進】

継続した拉致被害者問題の啓発活動に取り組んでいきます。

### (3) 施策の体系

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心とした市民への啓発の推進

①啓発ポスターの掲示や関連イベント等の周知及び啓発冊子等の配布

②学校教育における取組

### (4) 主な取組

#### ①啓発ポスターの掲示や関連イベント等の周知及び啓発冊子等の配布

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(毎年12月10日～16日)を中心とし、啓発ポスターの掲示や、市政だよりへの掲載、パネル展示イベント開催の周知や啓発冊子の配布などの啓発活動に取り組みます。

#### ②学校における取組

拉致問題に含まれる、家族愛や生命の大切さ、人権尊重の意識や態度を培うことなどを教育的な課題と考え、拉致被害者家族の手記や映画等を教材とした学習を、人権学習実践集、指導案集に掲載して活用を図るなど、児童生徒にお互いの人権を大切にする態度が育つような取組を進めています。

## 18 ホームレスの人々に関する人権問題

### (1) 現状と課題

平成31年(2019年)1月の全国調査(厚労省実施、第14回)によると、社会経済情勢の影響を受けた倒産、失業等様々な理由によりホームレス〈※23〉となった人々は、全国で4,555人いるとされ、公園や河川敷等での生活を余儀なくされています。

このような中、国は、平成14年(2002年)にホームレスの人々の自立に関して支援等を図るため「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を制定しました。ホームレスの人々の自立に向けた取組が進められる一方、ホームレスの人々が寝起きしたり、休憩したりしている公園等の近隣住民からは、公園が本来の目的のために使えないなどの苦情も寄せられています。このような問題の解決は、近隣住民とホームレスの人々の双方の人権に配慮しつつ取組を進めなければなりません。

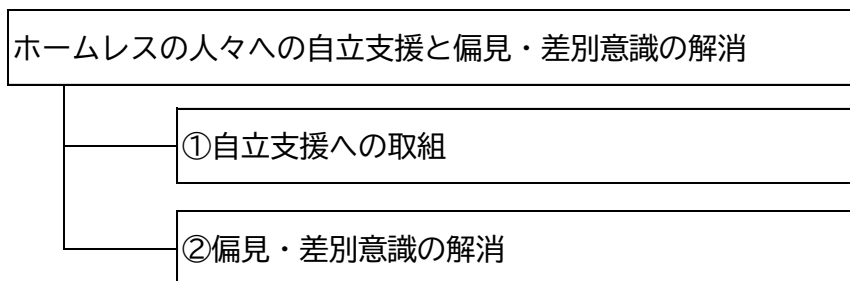
本市でのホームレス実態調査(目視調査)では、平成25年(2013年)1月の30人から平成31年(2019年)1月の10人へと大幅に減少していますが、今後も、関係機関や支援団体等との連携を強化し、ホームレスの人々の自立支援の取組を進める必要があります。また、地域住民はもとより、市民一人ひとりが、ホームレスの現状についての理解を深め、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消できるよう、人権教育・啓発を進めていく必要があります。

### (2) 基本方針

【ホームレスの人々への自立支援と偏見・差別意識の解消】

ホームレスの人々の現状理解と偏見・差別意識の解消を目指し、啓発に取り組みます。

### (3) 施策の体系



### (4) 主な取組

#### ①自立支援への取組

本市では、ホームレスの人々の自立支援を進めるため、平成27年(2015年)4月の「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、ホームレス巡回相談や一時生活支援事業(シェルター)に取り組んでいます。

#### ②偏見・差別意識の解消

ホームレスの人々の実状を理解することができるよう人権教育・啓発に取り組みます。

#### 【用語解説】

〈※23〉ホームレス

経済的事情等により、路上生活や野営生活等を余儀なくされている、特定の住所を持たない人を言います。



## 19 自死遺族に関する人権問題

### (1) 現状と課題

身近な人を自死〈※24〉で亡くすと、遺族は自死に関する社会の偏見や周囲の誤解等によって、親族が自死で亡くなったことを周囲に話せず、一人で苦しみ、地域社会から孤立せざるを得ない方が多いと推察されます。

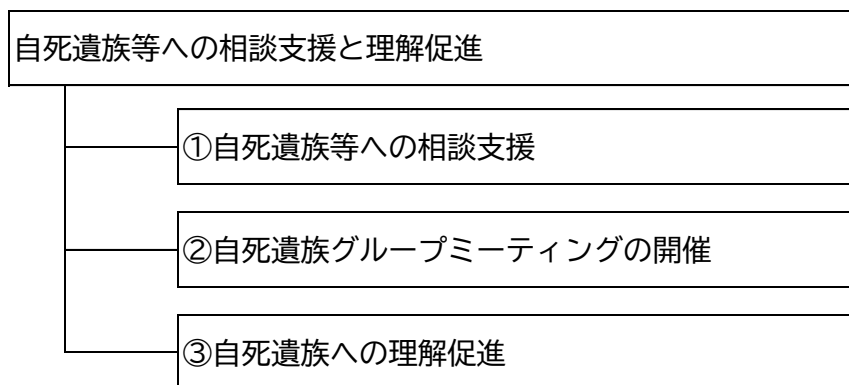
このため周囲の人や支援者が自死遺族への理解を深め、偏見や誤解をなくし、適切な対応をとる必要があります。

### (2) 基本方針

#### 【自死遺族等への相談支援と理解促進】

熊本市自殺総合対策計画で定められた自死遺族に関する施策について、相談支援を継続し、進捗状況の評価等を行います。

### (3) 施策の体系



### (4) 主な取組

#### ①自死遺族等への相談支援

悩みや苦しみを抱えた自死遺族へ電話や面談等による相談を行います。

#### ②自死遺族グループミーティングの開催

大切な人を自死で亡くされた方が悩みや苦しみを話し、分かち合う会を開催します。

#### ③自死遺族への理解促進

自死遺族支援に関する研修会の開催やリーフレットを作成し、自死遺族に携わる関係機関等に配布します。

#### 【用語解説】

##### 〈※24〉 自死

意思的な死（＝いわゆる自殺）を非道徳的・反社会的行為と責めないという言い方です。



## 20 様々な人権問題

### (1) 現状と課題

現在の社会には、これまで述べてきた以外にも、様々な人権問題が存在しています。人権問題には、パワハラ、セクハラ、モラハラ〈※25〉、アカハラ〈※26〉等のハラスメントやストーカー問題、その他にも外見に表れる疾患や外傷がある人たちの人権に関する問題や災害から派生する問題等、多岐にわたっています。

また、新型コロナウイルス感染症の発生においては、世界的なパンデミック禍で起こった人種差別や、誤解や不確かな情報に基づく医療従事者や感染者等に対する偏見や差別が浮彫りになるなど、新たな問題も表面化しました。

このように人権問題は、一般にはよく知られていないものや新たに人権問題として社会に認識されたもの、さらには人権問題が相互に絡み合って新たな人権課題として発生したもの等、常に変化し、複雑化しています。

この多様化する人権問題を解決するため、より一層の人権教育及び啓発を推進するとともに、市民の人権を擁護するための支援が必要です。

### (2) 基本方針

【様々な人権問題に対し、正しく理解し、差別や偏見の解消に努める】

ハラスメント問題やまだ理解が進んでいない問題、複数の問題が絡みあった様々な人権問題等について、正しい情報に基づいた人権に配慮した行動をとるよう促し、啓発していきます。

### (3) 施策の体系

様々な人権問題に対し、正しく理解し、差別や偏見の解消に努める

①教育・啓発の推進と問題への対処

### (4) 主な取組

#### ①教育・啓発の推進と問題への対処

ハラスメントやこれまでの人権課題が複合的に絡み合って新たな人権課題として認識されたりしていることから、それらの人権問題について、正しく理解し、認識するための研修等を実施し、差別や偏見の解消に取り組んでいくとともに、差別事案が発生した場合も、国、県や関係機関等と情報を共有し、問題に対処していきます。

#### 【用語解説】

〈※25〉モラハラ（＝モラル・ハラスメント）

肉体的ではなく、言葉や態度等によって精神的に継続的ないやがらせを行うことを言います。

〈※26〉アカハラ（アカデミック・ハラスメント）

大学など学術機関等で優位な力関係のもと権力を乱用したり、学生に対して行ういやがらせのことを言います。

## 第5章 基本計画の推進

第3章「第2次基本計画の基本的考え方」及び第4章「分野別人権問題への取組」で述べたように、人権課題の解決や人権尊重社会の実現は、行政だけの取組だけでは困難で、家庭、学校、事業所・職場等、その他様々な場や機会を通じて、市民と協働して人権教育・啓発を行う必要があります。

そこで、この章では、特に市民生活と深い関わりのある、市、家庭、地域、学校、事業所・職場等が人権教育・啓発活動を推進する上での役割や具体的な取組を示しています。

なお、ここに示す「具体的な取組」は活動の目安であり、実施主体において、人権教育・啓発活動を実施する場（家庭、地域、学校、事業所・職場等）や機会、参加者個々のライフスタイル、年齢層等、その特性に応じた最も効果的な手法を創意工夫しつつ実施することとします。

### 1 様々な主体による推進体制

#### （1）市役所（行政）が取り組むべきこと

市は、第2次基本計画を広く市民に周知するとともに、市民や関係団体と連携しながら計画に掲げる各種施策を着実に実行し、計画の適正な進行管理を行い、計画の目標の実現に努めます。

また、市の職員を対象として、総合的かつ計画的に人権教育・啓発を実施し、人権尊重社会の形成をリードする人材育成を図ります。

さらに、研修会や講演会の開催等では近隣自治体の職員等へも呼びかけるなど連携を図ります。

#### ◆具体的取組

##### ア 啓発活動の強化

- ・ 人権教育や啓発事業を計画的に開催するとともに、地域や社会教育団体、NPO、企業等が行う人権教育や啓発事業を積極的に支援します。
- ・ 講演会やセミナーの開催、広報紙やホームページ、マスメディア等の活用により、人権啓発活動を積極的に推進するとともに、人権に関わる情報の提供に努めます。各区でも、公民館・まちづくりセンター等での講演会やセミナーを通じて区民の人権教育・啓発に取り組みます。

##### イ 熊本市人権施策推進本部体制による取組

- ・ 第2次基本計画について、ホームページへの掲載やSNS等を利用した情報拡散、リーフレット等の作成配布等、広く市民に広報するとともに、説明会等の開催を通じ、関係機関や関係団体等に対する周知徹底を図ります。
- ・ セクハラやパワハラ等に関する啓発資料の提供を図るとともに、市職員に対する相談窓口の機能強化に努めます。
- ・ 人権教育・啓発の効果的な推進を図るための事象の確認や調査研究に努め、推進体制の強化を図ります。
- ・ 市職員全体を対象とした人権講演会や研修会を計画的に開催するとともに、各部署においてそれぞれの状況に応じた効果的な研修計画を作成し、人権研修を推進します。
- ・ 職員自ら、人権関係団体等が主催する人権研修会や講演会に積極的に参加します。
- ・ 市管理施設のバリアフリー化に取り組み、民間には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促

進に関する法律（バリアフリー法）」及び「熊本市バリアフリーマスタープラン」、「障害者差別解消法」の周知・徹底を図ります。

## （２）家庭（家庭教育）での取組

人間教育の原点ともいえる家庭は、幼児期から豊かな情操を育て、善悪の判断や社会規範を身につけていく最も重要な教育の場です。特に、幼児の発達の特性を踏まえ、動植物に親しみ、命や自然の大切さに気づかせ、豊かな感性を芽生えさせるなど、人権尊重の精神を育む教育が重要です。

そこで、家庭では、その教育力の向上を図ると同時に、保護者自身が偏見を持たず、差別をしないことを自らの姿をもってこどもに示していくこと、普段からその日あった些細な出来事を話すことを心がけるなど、日常生活の中での人権教育を推進しましょう。

また、家庭教育では、教育機関と連携しながら取り組んでいくことが大事です。

さらに、家族を構成するそれぞれが、互いを思いやり、助け合い、人権を尊重しあう明るい家庭を築いていきましょう。

### ◆具体的取組

- ・ 家庭内では、協力して子育てなどができるよう家庭環境等の改善に取り組みましょう。
- ・ 家庭教育を豊かなものとするため、進んで人権に関する講演会やセミナー等に参加するなど人権について主体的に学びましょう。
- ・ 子育て等に悩んだり迷ったりした場合は、一人で悩まず、保育所等・幼稚園、学校、相談機関（こども若者総合相談センター、子育て支援センター、各区役所の保健こども課等）や近所の子育て経験者などに相談しましょう。

## （３）地域（社会教育）での取組

地域では、幼児から高齢者まであらゆる年代を対象に、生活の様々な場面を通じて人権に関する学習機会の充実を図っていく必要があります。

そこで、自治会、老人会、こども会等の団体においては、地域の実情に応じた学習機会の充実を図るとともに、様々な人権教育・啓発活動をととして、地域住民の人権意識の高揚に努めましょう。

### ◆具体的取組

- ・ ふれあい文化センターをはじめ、公民館やコミュニティセンター等の地域拠点施設においては、人権に関する学習会や催し物等人権学習の機会を提供しましょう。
- ・ 夏祭りや地域の催しなど地域の人々が集まる機会を捉えて、人権啓発行事を展開しましょう。
- ・ ボランティア活動や世代間交流等、様々な体験活動を通じて、地域住民の人権意識の高揚に努めましょう。
- ・ 行政、学校、家庭、地域団体等との連携を促進し、人権に関する学習情報及び学習機会の提供に取り組むとともに、実施に当たっては参加体験型等その方法や内容を工夫し、地域住民の自主的な参加を図りましょう。

#### (4) 保育所等・幼稚園での取組

##### ア 園児に対する人権教育

乳幼児期のこどもたちは、家族や友達、地域の人々との交わりや動植物や自然とのふれあいなどをとおして、「一人ひとりの違いを認め合うこと」「他の人と力を合わせ共感すること」「命を尊ぶこと」等の人権感覚が育まれていくと言われています。

そこで、保育所等・幼稚園は、こどもたちの生活はもちろんのこと、野外活動等の直接体験を通して、積極的な人権教育・啓発を実施しましょう。

##### ◆具体的取組

- ・ こどもたちの発達段階等を踏まえ、具体的な例を交えた効果的な方法により、総合的かつ計画的に人権感覚を育むような教育・保育を実施しましょう。
- ・ 動物飼育や植物栽培、熊本市動植物園等での体験学習等を通じて、かけがえのない命の大切さや尊さに気づき、他人への思いやりの心を育みましょう。
- ・ 江津湖や立田山（立田山野外保育センター）等を活用した野外活動等を通じ、自然を愛する心や他人と協力する心等、豊かな感性を育みましょう。

##### イ 教職員や保育士に対する人権教育・啓発

教職員や保育士は、こどもたちの成長に大きな影響力をもっています。そこで、保育所等・幼稚園は、人権に配慮した保育指導や施設運営に心がけ、教職員等の指導力や人権意識を高めるとともに、保護者等に対する人権教育・啓発に努めましょう。

##### ◆具体的取組

- ・ 教職員や保育士等の人権尊重の理念の理解と、意識の向上を図るための効果的な職員研修を行い人材育成に取り組みましょう。
- ・ 人権を大切にする心を育てる教育・保育目標を掲げた年間教育カリキュラム等を作成し、実践を行いましょう。
- ・ 保護者等に対して人権に関する情報を発信し、啓発を図るとともに、世代間交流事業や地域活動事業等をととした地域との連携による人権教育の推進を図りましょう。

## (5) 学校（小・中・高校等）での取組

### ア 児童生徒等に対する人権教育

学校教育においては、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、それが態度や行動に現れるこどもを育成することを目標として、児童生徒の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて、すべての人の人権が尊重されるための人権教育を推進します。

そこで、学校は、文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次～第三次とりまとめ〕〈※27〉」、及び「熊本市人権教育の推進について」に基づき、具体的実践による人権教育の充実に取り組みます。

#### ◆具体的取組

- ・ 人権に関する知識を習得することに加え、人権感覚を育成することが大切です。そのために、効果的な教材等を活用したり、協力的・参加的・体験的な学習を推進しましょう。（例えば、主体的・実践的に学ぶ参加体験型学習等の授業、福祉施設等における交流やボランティア活動等）
- ・ 教育活動全体を通じ、教職員や児童生徒が互いに尊重し合う人間関係づくりなどをさらに進め、人権が尊重される学校づくりを行っていきましょう。（例えば、あいさつや温かい声かけ、教育相談、生活ノート〈※28〉の活用等）

### イ 教職員等に対する人権教育・啓発

学校における人権教育の成果は、児童生徒の教育にあたる教職員によるところが大きく、教職員がその職責を自覚し、人権尊重の精神に基づき、基本的認識を深め、実践的な指導力の向上を目指した効果的な研修の充実が必要です。

#### ◆具体的取組

- ・ 校内研修及び諸研修をととして人権尊重の理念についての十分な認識と豊かな人権感覚を備えた教職員を育成していきましょう。
- ・ 校長のリーダーシップのもと、人権教育主任を要とした人権教育推進体制のなお一層の充実に取り組み、人権教育諸計画の実践・評価をととして、教職員の指導力の向上を目指しましょう。
- ・ 保護者等への情報発信や授業参観・学級懇談会等の機会を活用した啓発を行い、家庭・地域等と連携して人権教育を推進しましょう。

#### 【用語解説】

〈※27〉 人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次～第三次とりまとめ〕

（文部科学省の人権教育の指導方法等に関する調査研究会議）

〔第一次とりまとめ〕（H16）人権教育とは何か、学校教育における指導の改善・充実に向けた基本的な視点を提示してあります。

〔第二次とりまとめ〕（H18）人権教育をととして育てたい資質・態度等について分析的に整理し、指導方法等の工夫・改善方策について理論を提示してあります。

〔第三次とりまとめ〕（H20）第二次までに示した理論等の理解に資するため、具体的な取組事例等の資料を収集・掲載してあります。

〈※28〉 生活ノート

児童生徒が一日を振り返り、教師に思いや考えを伝え、教師がそれに応えるノートのことです。



## (6) 事業所・職場等での取組

事業所・職場等には、すべての人々の就職の機会均等を保障した公正な採用選考を実施するとともに、配置、賃金、昇格等あらゆる面で、人権が尊重される働きやすい職場づくりが求められています。また、高齢者や障がいのある人にとって利用しやすい建物・設備のバリアフリー化に努め、従業員がお客様に対して人権に配慮した対応をすること、健康や環境にやさしい商品開発に心がけることなど、事業所・職場等の社会的責任が求められています。

このため、事業所・職場等では、従業員の業務に係わるスキル向上の研修、教育とともに、人権に関する教育を職場内研修プログラムに組み込み、人権にかかる相談体制整備の充実に努めましょう。

### ◆具体的取組

- ・ 事業所内で人権教育・啓発活動を積極的に展開し、人権を尊重する企業を目指しましょう。
- ・ 基本的人権を尊重し、公平な雇用に努めましょう。
- ・ 市や人権関係団体が主催する人権研修会等へ積極的に参加しましょう。
- ・ 従業員に対する計画的な人権研修等の実施に努めましょう。
- ・ 従業員のための人権相談窓口の設置に努めましょう。
- ・ 熊本市人権啓発市民協議会へ積極的に参画しましょう。
- ・ 企業等の社会的責任（CSR）の基盤は人権であることを意識し、経営・業務にあたりましょう。

## (7) 福祉施設や保健・医療施設での取組

福祉施設、保健・医療施設は、こども、高齢者、障がいのある人や病気の人が養護、介護や治療を受けるために利用していますが、そこでは様々な個人情報が集められ、個人の生活や健康に関わる業務が日々行われています。

こうしたことから、福祉施設、保健・医療施設では、これらの業務に携わる職員や医師、看護師等に対して、人間の尊厳や人権尊重の理念、プライバシー保護等をテーマとする実践に即した人権研修、学習の継続的な実施に努めましょう。

### ◆具体的取組

- ・ 入所者や利用者の個人情報機密保持に努めるとともに、入所者や利用者の尊厳を守るため相手の立場に立った対応や接遇に努めましょう。
- ・ 市や人権関係団体が主催する人権研修会等へ積極的に参加しましょう。
- ・ 入所者や利用者の立場に立った施設の安全衛生管理に関する情報等の収集に努め、入所者の安全確保を図りましょう。
- ・ 施設や設備等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化に積極的に取り組みましょう。

## (8) マスメディアでの取組

情報社会の現在、私たちの生活は、マスメディアとの関わりが切り離せないものとなっております。マスメディアの影響は大きく、こどもから高齢者まで社会全体に及びます。

そのため、マスメディアは、常に人権に配慮した取材や報道を行うよう努めることはもとより、報道や番組等を通じて人権尊重の理念を普及し、人権が尊重される社会の実現に寄与することが求められます。

### ◆具体的取組

- ・ 放送倫理等に関する人権研修の実施に努めましょう。
- ・ 市や人権関係団体等が主催する人権に関する講演会、イベント等の共催や後援をするなど支援に努めましょう。
- ・ 人権に関する報道や番組作成等に積極的に努めましょう。

## (9) 熊本市人権啓発市民協議会との協働による推進

人権協は、「熊本市における人権意識の高揚と社会のあらゆる差別の解消に向け、自らの主体的参加による人権啓発活動を推進すること」を目的として、昭和62年(1987年)12月に発足し、市をはじめとする行政との協働で、人権教育・啓発に関する講演会、セミナー、訪問研修等の様々な活動に取り組んでいます。

その教育・啓発においては、市民目線や対等な立場での取組が欠かせないことから、市は、人権協を人権教育・啓発施策を進める上での重要なパートナーと位置づけ、事業の連携や支援を推進していきます。

現在、地域団体、企業、大学、医療・福祉団体、NPO等、様々な分野から154(令和5年(2023年)4月1日現在)の組織が加入しており、それぞれの職場環境や組織特性に応じた人権教育・啓発活動に自主的に取り組むとともに、人権協が行う様々な啓発事業にも参画し、会員のみなならず市民の人権意識の高揚や差別の解消に向けた活動に取り組んでいます。

### ア 人権協の活性化

人権協の活動をさらに発展・拡充させるにあたっては、会員間の連携はもとより、未加入の企業や団体への呼びかけを積極的に行い、様々な会員の積極的な参画を図る必要があります。市は人権協がそうした新たな関係構築をととして人権教育・啓発のすそ野を広げていくことに協働で取り組みます。

### ◆具体的取組

- ・ 企業、団体等の人権研修担当者の養成を図り、啓発活動を積極的に展開します。
- ・ 広報媒体や啓発活動をととして、人権協の活動及び参画へのPRに努めます。

### イ 啓発活動の強化

今後、市では、この人権協と一体となって人権啓発事業を推進するとともに、人権協の更なる拡大、活動の充実を図るため、迅速性、包括性、柔軟性といった民間企業や団体等のアイデアや啓発のノウハウ等を活用しながら、連携・協働による人権啓発の推進に努めます。

#### ◆具体的取組

- ・ 人権全般、各人権課題及び時事的な関心事に合わせた内容の人権講演会等を定期的を開催します。
- ・ 映画を通じて感動する心を育む人権啓発ヒューマンライツ・シアター（人権映画会）を開催します。
- ・ 暮らしの中で人権を考える機会を作るため、人権啓発作品を募集し、優秀作品を表彰・展示します。
- ・ 人権課題ごとに、正しい認識を深めるための研修会（人権セミナー）を実施します。

#### (10) 熊本人権啓発活動ネットワーク協議会との連携

熊本人権啓発活動ネットワーク協議会は、熊本地方法務局、熊本人権擁護委員連合会、熊本県、熊本市で構成する団体で、人権教育・啓発に関する情報の交換や効率的な啓発事業展開を行っています。

そこで、人権週間に合わせて、連携した啓発活動の展開、啓発冊子等への情報等の相互掲載等、協働・連携の取組をさらに強化し、発展的な啓発活動を進めていきます。

#### ◆具体的取組

- ・ 人権啓発事業の情報交換や相互の啓発事業情報を共有するなど効率的な事業展開を図ります。
- ・ 人権週間に合わせて、連携した啓発活動に取り組みます。

#### (11) 熊本人権擁護委員協議会との連携

熊本人権擁護委員協議会とは、熊本地方法務局管内の人権擁護委員の組織です。

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づき、「国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする」（同法第2条）としており、法務大臣が委嘱することとなっています。

なお、市には41名の人権擁護委員がいて、地域住民の人権相談（各区役所等）を中心に地域と密着した人権啓発活動を行っており、現在、市と熊本人権擁護委員協議会は連携して、人権啓発活動を展開しています。

今後は、さらに地域に根ざした人権意識の普及高揚を推進していくにあたり、情報の共有化、連携した事業の展開に取り組みます。

#### ◆具体的取組

- ・ 人権週間等における啓発事業を充実します。
- ・ 次世代を担うこどもたちに対する啓発事業「人権の花運動」等効果的な啓発活動に努めます。
- ・ 地域に根ざした人権意識のさらなる高揚を推進していくにあたっては、人権協と情報の共有を進めながら、連携・協力して事業に取り組みます。
- ・ 人権啓発及び人権擁護活動に取り組む人権擁護委員の人材確保を図ります。



## (12) その他の団体等との連携

NPO法人等の各種団体においては 現在、様々な機会に多くのボランティアの活動がなされています。

今後は、人権に関わる活動をしている団体等の支援に努めるとともに、民間団体の活力やアイデア等を人権啓発活動に活用するなど、連携を強化し啓発活動を推進します。

### ◆具体的取組

- ・ ボランティア等の人材を育成します。
- ・ 様々な人権問題に取り組む民間団体の自主的、主体的な取組を支援します。

## 2 実施状況の把握と結果の公表等

第2次基本計画は、総合計画と整合性を持つものであることから、市の行政評価制度等とリンクさせて、毎年度その実施状況を把握するために、「熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議」を開催し、本市の人権に関する施策について外部委員による評価を受けるとともに、幅広い市民等の声を把握し、適切に反映させるなど、その着実な推進を図ります。加えて、評価結果を市のホームページ等で公表します。

さらに今後は、計画の見直しなどの節目に際しては、市民意識調査の実施等により計画の進捗状況を把握するとともに、市民の声として反映させます。



# 資 料

## 世 界 人 権 宣 言

1948 年 12 月 10 日 第 3 回国際連合総会採択

### 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第2条

① すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

② さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない

第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

① 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

② 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

① すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

② すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

① すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

② この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- ① すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- ② 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

- ① 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- ② 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- ③ 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

- ① すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- ② 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

- ① すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- ② 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

- ① すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- ② すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- ③ 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条

- ① すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- ② すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

③ 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

④ すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第25条

① すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

② 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

① すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

② 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

③ 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

① すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

② すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

① すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

② すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつ

ばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

③ これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。



# 日 本 国 憲 法 （ 抄 ）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

## 前文

国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第 3 章 国民の権利及び義務

### 【基本的人権の享有】

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

### 【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

### 【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### 【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

**【公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙・秘密投票の保障】**

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

**【請願権】**

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

**【奴隸的拘束及び苦役からの自由】**

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

**【思想及び良心の自由】**

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

**【信教の自由】**

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

**【集会・結社・表現の自由、通信の秘密】**

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

**【居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由】**

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

**【学問の自由】**

第23条 学問の自由は、これを保障する。

**【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】**

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

**【生存権、国の生存権保障義務】**

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

**【教育を受ける権利、教育の義務】**

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

**【労働の権利及び義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止】**

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

**【労働者の団結権】**

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

**【財産権の保障】**

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

**【納税の義務】**

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

**【法定の手続きの保障】**

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

**【裁判を受ける権利】**

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

**【逮捕の要件】**

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

**【抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障】**

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

**【住居の不可侵】**

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 (略)

第10章 最高法規

**【基本的人権の本質】**

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成 12 年 12 月 6 日)

(法律第 147 号)

## (目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵<sup>かん</sup>養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

## (基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## (基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法(平成 8 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権に関わる国連、国、熊本市におけるこれまでの取組

(1) 国連の取組

| 年                                     | 内 容                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 23 年 (1948 年)                      | ・国連総会において、「人類社会すべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」(前文)と謳った「世界人権宣言」を採択                                                         |
| 昭和 40 年 (1965 年)                      | ・あらゆる形態の人種差別を撤廃するための「人種差別撤廃条約」を採択                                                                                                                     |
| 昭和 41 年 (1966 年)                      | ・世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、2つの「国際人権規約(社会権規約、自由権規約)」を採択                                                                                             |
| 昭和 50 年 (1975 年)<br>～昭和 56 年 (1981 年) | ・「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」等各テーマ別に国際年を定めるなど人権問題への国際的取組の実施                                                                                               |
| 昭和 54 年 (1979 年)                      | ・女子に対するあらゆる差別を撤廃するための「女子差別撤廃条約」を採択                                                                                                                    |
| 平成元年 (1989 年)                         | ・世界中すべてのこどもたちがもつ権利を定めた「児童の権利に関する条約」を採択                                                                                                                |
| 平成 6 年 (1994 年)                       | ・国連総会において、平成 7 年 (1995 年) から平成 16 年 (2004 年) までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることを決議<br>・世界各国における人権教育の普及等に取り組むための「人権教育のための国連 10 年行動計画 (1995 年～2004 年)」を採択 |
| 平成 16 年 (2004 年)                      | ・「人権教育のための国連 10 年」における取組をさらに継続的に進めるため、国連総会において「人権教育のための世界計画」実施を定めた「人権教育のための世界計画決議」を採択                                                                 |
| 平成 27 年 (2015 年)                      | ・国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択                                                                                                        |

(2) 国の取組

| 年                | 内 容                                                                                                                                                                                                          |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 21 年 (1946 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主権在民、恒久平和とともに「基本的人権の尊重」を謳う「日本国憲法」を公布</li> <li>・その憲法の下、「国際人権規約」をはじめ重要な人権条約を批准するとともに、人権が尊重される社会の形成に向けた取組が進められる。</li> </ul>                                             |
| 昭和 44 年 (1969 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国固有の同和問題への取組は、戦後本格的に行われるようになり、「同和対策審議会答申」を受けて「同和対策事業特別措置法」を制定（昭和 57 年 (1982 年) 失効）</li> </ul>                                                                      |
| 昭和 57 年 (1982 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境整備、就労対策や教育の充実を図るための「地域改善対策特別措置法」の制定（昭和 62 年 (1987 年) 失効）</li> </ul>                                                                                              |
| 昭和 62 年 (1987 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」という。）の制定（平成 14 年 (2002 年) 失効）</li> </ul>                                                                                    |
| 平成 7 年 (1995 年)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育のための国連 10 年」の国連決議を受けて「人権教育のための国連 10 年推進本部」を設置</li> </ul>                                                                                                        |
| 平成 8 年 (1996 年)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権擁護施策推進法」が制定され、法務省に人権教育・啓発の総合的な推進や人権侵害の被害者救済に関する基本的事項等を調査審議するための人権擁護推進審議会を設置</li> </ul>                                                                            |
| 平成 9 年 (1997 年)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育のための国内行動計画」を策定</li> </ul>                                                                                                                                       |
| 平成 12 年 (2000 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の制定</li> </ul>                                                                                                                                    |
| 平成 14 年 (2002 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定 国及び地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、人権教育・啓発に関するさまざまな施策を展開</li> </ul>                                                                                     |
| 平成 28 年 (2016 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部設置</li> <li>・SDGs 実施指針の策定</li> </ul>                                                                                                           |
| 平成 28 年 (2016 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称：障害者差別解消法）を施行</li> <li>・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」（通称：ヘイトスピーチ解消法）を施行</li> <li>・「部落差別の解消の推進に関する法律」（通称：部落差別解消法）を施行</li> </ul> |
| 令和 5 年 (2023 年)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「こども基本法」を施行</li> <li>・「性的指向および性同一性に関する国民の理解増進に関する法律」（通称：LGBT理解増進法）を施行</li> </ul>                                                                                     |



(3) 熊本市の取組

| 年                | 内 容                                                                                                                  |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 50 年 (1975 年) | ・「同和对策事業特別措置法」に基づく諸事業と同和問題をはじめとした様々な人権問題の解決に向けた教育及び啓発事業を行うため、同和对策室を設置                                                |
| 昭和 51 年 (1976 年) | ・地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図ることを目的に熊本市立隣保館を建設<br>・「地対財特法」に基づく施策・事業を実施                                                  |
| 昭和 62 年 (1987 年) | ・地域住民、民間企業、関係機関及び団体等が連携・協力し、市における人権意識の高揚と社会のあらゆる差別の解消に向けて人権啓発活動を推進することを目的として、「熊本市人権啓発市民協議会」を設立。この協議会を中心に様々な実践活動を展開   |
| 平成 2 年 (1990 年)  | ・(教育委員会) 同和問題をはじめあらゆる差別の解消を目的とした教育の実現を目指すため、それまで教育委員会の指導課内にあった同和教育に関する係を同和教育指導室に組織拡充するとともに、「熊本市同和教育の推進について」を策定し取組を実施 |
| 平成 12 年 (2000 年) | ・(教育委員会) 人権教育・啓発の一層の推進を図るため「熊本市域における人権教育啓発基本方針」を策定                                                                   |
| 平成 13 年 (2001 年) | ・人権に関する諸施策の充実と人権教育・啓発推進体制の強化を図るため同和对策室を人権推進総室（現：人権政策課）へと組織改編<br>・(教育委員会) 同和教育指導室の名称を人権教育指導室と改める。                     |
| 平成 14 年 (2002 年) | ・これまでの同和教育を人権教育として発展的に再構築し取り組むため「熊本市人権教育の推進について」を策定                                                                  |
| 平成 17 年 (2005 年) | ・職員に対する人権教育の推進を図りながら、人権尊重を基本とした市政運営に努めるため「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」を施行                                                     |
| 平成 29 年 (2017 年) | ・多様化する人権問題に対応するため「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」を「熊本市人権施策推進本部等に関する訓令」に改める<br>・人権尊重を基調とした施策に市役所全体で取り組むことを決定                      |

## 第2次熊本市人権教育・啓発基本計画改訂の検討経緯

### 1 人権に関する市民意識調査の実施

- (1) 実施期間 令和5年(2023年)7月1日～7月31日
- (2) 調査対象 熊本市在住の満20歳～69歳の市民2,000人を住民基本台帳から無作為抽出
- (3) 調査方法 郵便による調査票配布・回収及びQRコード読み取りによるWEB回答
- (4) 有効回収数 603票(郵送425票、WEB178票)
- (5) 有効回収率 30.2%

### 2 改訂版素案に関するパブリックコメントの実施状況

- (1) 実施期間 令和5年(2023年)12月22日～令和6年(2024年)1月22日
- (2) 提出状況 2人、9件

### 3 熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議の開催状況

| 開催日               | 項目                      | 議事                                                              |
|-------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 令和5年(2023年)5月23日  | 書面依頼                    | ・市民意識調査の内容についての意見聴取                                             |
| 令和5年(2023年)8月7日   | 令和5年度 第1回推進会議           | ・令和4年度の人権施策・事業に対しての意見聴取<br>・基本計画の改訂(中間見直し)に向けての意見聴取             |
| 令和5年(2023年)11月17日 | 令和5年度 第2回推進会議           | ・基本計画の改訂版(中間見直し)素案についての意見聴取                                     |
| 令和6年(2024年)2月14日  | 令和5年度 第3回推進会議<br>(書面開催) | ・基本計画改訂版最終案の報告(パブリックコメントの結果報告を含む)<br>・改訂版の施策推進に向けた取組方等についての意見聴取 |

4 第2次熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議委員名簿

〔役職等は任期当時（令和5年度（2023年度））のもの〕

| 分類         | 委員名    | 役 職                     |
|------------|--------|-------------------------|
| 学識経験者      | 前田 ひとみ | 熊本大学法学部副学部長、ダイバーシティ推進室長 |
| 学校教育関係者    | 松永 裕子  | 熊本市立小学校校長会会長            |
|            | 米澤 静江  | 熊本市私立幼稚園・認定こども園協会副会長    |
| 社会教育関係者    | 村山 寛   | 熊本市民生委員児童委員協議会副会長       |
|            | 加藤 貴司  | 熊本市地域公民館連絡協議会会長         |
| 企業・事業所関係者  | 門田 旭   | 株式会社えがおホールディングス 法務部 課長  |
|            | 高橋 久代  | 公益社団法人くまもと被害者支援センター 相談員 |
| 福祉・医療施設関係者 | 佐々木 希  | ヒューマンネットワーク熊本いんくる事務局職員  |
| 市民公募の者     | 民長 博美  |                         |
| 市長が必要と認める者 | 谷口 美樹  | 熊本人権擁護委員協議会熊本市部会長       |

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画改訂版

令和6年（2024年）3月 発行

熊本市文化市民局 人権推進部 人権政策課